

令和6年3月8日（金曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第1日目）

令和6年度予算審査特別委員会第1日目

令和6年3月8日(金)

出席委員(10名)

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八 歙 太
4番 伊藤 欽一	9番 佐藤 広幸
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副 町 長	鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者	伊藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長	鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長	沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	監査事務局長	相馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬 広 志	事務補助員	大場 正 江
--------	--------	-------	--------

本日の会議に付した事件

議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について
議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について

午後3時48分 開会

委員長 それでは、委員会を始める前に、令和6年度一般会計並びに3特別会計、2企業会計予算の予算審査特別委員会の委員長に選任されました奥山です。精いっぱい務めさせていただきますので、進行上不行き届きの点など多々あるかもしれませんが、ご協力よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和6年度予算審査特別委員会を開会します。

直ちに会議を開きます。

ここで、審査の方法についてお諮りいたします。

一般会計は、歳入予算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただく方法、特別会計、企業会計は会計ごとに審査していただく方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、説明員の交代のため、3ないし4款ごとに休憩を一、二分程度取りますので、併せてよろしくお願いいたします。

議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について

議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について

委員長 議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について、議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について、以上6会計の審査を行います。

本日の審査はここまでとします。

次は、3月11日月曜日、午前10時より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 5 1 分 散会

令和6年3月11日（月曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第2日目）

令和6年度予算審査特別委員会第2日目

令和6年3月11日（月）

出席委員（10名）

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八 歙 太
4番 伊藤 欽一	9番 佐藤 広幸
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	住民税務課 危機管理担当課長補佐	植松 昌人
副町長 鏡 裕 之	住民税務課 税務担当課長補佐	沼澤 辰成
会計管理者 伊藤 茂 樹	住民税務課 住民担当課長補佐	八 歙 俊勝
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 沼澤 伸 一	健康福祉課 医療年金係長	森 祐 子
まちづくり課長 曾根田 健	健康福祉課 介護保険担当課長補佐	大場 由美子
健康福祉課長 鍛冶 紀 邦	健康福祉課 地域保健担当課長補佐	東村 貴 恵
住民税務課長 沼澤 一 征	健康福祉課 子育て支援センター長	矢口 加奈子
地域整備課長 伊藤 秀 樹	健康福祉課福祉係長	佐藤 祐
農業振興課長 兼農業委員会事務局長 斎藤 雅 博	農業振興課長補佐	岡崎 千恵子
デジタルファースト推進室長 佐藤 仁	地域整備課長補佐	大場 君 博
地域強靱化対策室長 伊藤 英 一	地域整備課水道係主査	松本 正 人
総務課財政担当課長補佐 佐藤 拓	地域整備課下水道係主査	齊藤 伸 也
教 育 長 伊藤 幸 一	教育課長補佐	森 英 俊
教 育 課 長 豊岡 将 志	代表監査委員	齊藤 徹
総務課長補佐 大場 健 一	監査事務局長	相馬 広 志
まちづくり課長補佐 野 尻 誠		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 相 馬 広 志 事 務 補 助 員 大 場 正 江

本日の会議に付した事件

議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について

議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 最初に、議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査いたします。

一般会計歳入について、読み上げ説明をお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ、款、項、目を明言し、簡潔にお願いをいたします。

質疑はありませんか。

5番 私から、14ページ、1款1項3目の森林環境譲与税。これ、今年、若干微増になっておりますけれども、微増の要因をお聞かせください。

農業振興課長 森林環境譲与税につきましては、令和6年度から住民1人当たり1,000円ずつ集めまして、交付額については、正式な現在算定する最大の交付額になるということで、今までの前倒しの交付額よりも増えてございます。

5番 それでは、この森林環境譲与税、これを何に、どういう事業に使っていくのか、分かる範囲でいいですけどもお聞かせください。

農業振興課長 令和6年度の主な支出については、令和5年度に実施いたしましたレーザー航空測量の森林資源データの解析作業ということで、そちらの山形県が実施する事業に対して負担金の支出がメインとなります。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 24、25ページの15款第2項5目土木費国庫補助金の空き家対策総合支援事業補助金1,960万円になっていますが、昨年度なかったのではないかとというのが、新しい事業なんですか。内容と使途の説明をお願いいたします。

地域整備課長 昨年度は、空き家の補助金に対しては社会資本総合整備交付金を活用して実施していたわけなんですけれども、今年度は、空き家対策総合支援事業補助金というのが空き家の利活用を進めるための事業でありまして、空き家の利活用があれば、空き家の利活用と同時に、空き家の利活用と空き家の解体等の支援も受けられるということで、今回、社会資本総合整備交付金から空き家の交付金部分外しまして、空き家対策総合支援事業補助金として、空き家の利活用と解体の費用を計上したところでございます。

1番 使途については分かりましたけれども、その内容、利活用と解体費の内訳とございますか、

解体についてはどれぐらいの件数考えているというのありましたら。

地域整備課長 不良住宅の除却、危険空き家等の解体につきましては、18戸で1,800万円の2分の1で900万円で、木友住宅の解体1棟400万円の2分の1で200万円で、あと交流施設改修、今回、東北農林専門職大学アパートの近くに、空き家をリフォームして交流施設の計画ありますので、この交流施設のリフォームについて1,720万円の2分の1で860万円、計1,960万円を計上しているところであります。

1番 すみません、解体費の18戸なのは分かりましたけれども、もう一度、その後のお願いします。

地域整備課長 木友住宅の解体が1棟になります。400万円の2分の1で200万円の補助金で、交流施設改修、先ほど申し上げたとおり、専門職大学アパートの交流施設となる部分で、空き家のリフォームということで工事費1,720万円の2分の1で860万円を計上しております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 14ページの1-1-7入湯税でありますけれども、今年5万円ほど上がっていますけれども、昨年度は大広間の利用的なものでいろいろなプランニングを立ててしたと思いますけれども、今年度は町創設70周年ということで、何か、入湯税に関わる大広間の利用等に関する何かプランニングとかを考えているのか、まずお伺いいたします。

まちづくり課長 大広間の利用については、70周年でありますので、季節に合ったお弁当の提供とか、あとはイベント、そういったことを公社でも検討してまいりたいと思います。

2番 昨年度も季節を通したお弁当等を作ったと思いますけれども、その現状、例えば大広間を使って食べるシステムなのか、持ち帰りなのか。食べる場所と、大広間を利用分も含めたことを昨年度または今年考えているのかお聞かせください。

まちづくり課長 お弁当については、持ち帰りはちょっと想定はしておりませんでした。ただ、オードブル、そういったことも、一昨年、コロナで影響を受けたあたりからオードブルも提供しております。あとは、基本的には、大広間や中広間、あと食堂の裏に令和元年に整備した小広間といいますか、そういったところで食事をしていただく。あとは食堂も含めてなんですが、そういったイメージであります。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 28ページから29ページ、16款第2項6目教育費補助金の中で、学校給食における食育・地産地消促進事業費補助金9万6,000円でありますけれども、この交付先はどこになっているのでしょうか。

教育課長 ただいまご質問ありました、学校給食における地産地消消費促進事業補助金9万6,000円の交付先ですけれども、交付は町のほうに頂きまして、学校生徒の給食、地産地消の給食した場合について、小学校当たり150円掛ける2回の生徒数、教員数、中学校も同じ150

円掛ける2回の生徒数、教員数が来ますので、そちらを町のほうで受け入れるという事業で
ございます。

以上です。

1番 はい、分かりました。

次に、学校給食の無償化についてですけれども、全国的にも無償化の傾向にありますけれども、
県内でもこれまで7市町村で実施されているというようなことがあります。令和6年度
から戸沢村も完全無償化というような報道ありました。また、天童市、東根市でも中学生の
学校給食無償化の予算化というような報道ありましたけれども、また、青森県内においても、
県内、10月から全市町村で無償化というような動きありますけれども、舟形町でも保護者の
声として負担軽減から無償化をお願いしたいというような声がありますけれども、舟形町で
は無償化を実施する考えはないのでしょうか。

教育課長 ただいま無償化についてということですが、今のところ、そういう、歳入の予
算書見ていただいても分かるとおおり、予定はしておりません。

以上です。

町長 以前にも議会で申し上げておりますけれども、学校給食を無償化した場合、保護者の負担
は減るかもしれませんが、学校給食の中身については何ら変わりがないというふうな
ところでございます。町としましては、日本一のおいしい給食食育推進事業を展開してお
ります。やはり子供たちにまずは舟形町で取れる農林水産物等をしっかり理解していただ
いて、おいしい給食を小学校6年、中学校3年間の9年間で、まず郷土愛というようなもの、
それから舟形町で取れる農林水産物というふうなものを理解していただいて、その上で、卒
業して、いずれは舟形町に戻ってきていただきたいというような思いの中で進めております。

したがって、学校給食の無償化、無料化の話については十分承知しておりますけれども、
子供たちに大きな影響を与えるのは無償化ではなくて、そういった給食食材とかそういった
ものにこだわった給食を提供することが肝腎なのかなというふうなところで進めています。

したがって、今のところは無償化、無料化の考え方はございませんが、いずれ恐らく全
国的な流れになってまいるものではないかというふうに思っておりますので、その際に親御
さん、保護者の負担が軽減されても、町としては日本一のおいしい給食食育推進事業の予算
を計上しながら、子供たちにおいしい給食を出そうというふうに考えております。

1番 日本一おいしい給食事業、それは子供たちにとっても大変うれしいことだと思いますが、
その問題とは別に、やっぱり無償化についても今後検討をお願いしたいというように思いま
す。

町長 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、町としましては、保護者の負担を軽減すべ
く給食以外のところでは一生懸命頑張っておりますので、ただ、全国的なPRといえますが、

県内であったり管内であったり、無償化という言葉が躍っておりますけれども、それでは私はないように思いますので、まずはしっかりと子供たちにおいしい給食と、別の意味で保護者の負担が軽減できるように頑張ってもらいたいというふうに思います。

2番 34ページ、22款1項6目土木債の35ページの2番の河川ですけれども、河川公園改修事業。まず、この内容はどのような内容でしょうか。

総務課財政担当課長補佐 河川公園の改修事業債につきましては、河川公園の、8款のほうの河川公園費のほうに充当しておりますけれども、チャイルドランドの橋の塗装と改修と、あとは鮎型水路の改修のほうで起債のほう充当させていただいております。

以上です。

2番 チャイルドランドは町の、県の、河川は県ですけれども、ありますけれども、この河川の利用についてちょっとお伺いしたいんですけれども、河川はまず県でありますけれども、今回、長沢のほうで最上の大場組さんの子会社というか、大横川碎石株式会社かな、さんのほうで、河川のほうに碎石を積んでいるというか、あるんですけれども、それは県でそこを許可して置いているのか、ちょっとその確認したいんですけれども。ただ、そこで、河川的なもので、そこに碎石を置かれると、洪水とかなった場合にそこで流れが変わってしまって、地元の所有地が削られているというちょっと声ありましたので、この河川的なものの利用というのは、県で許可を得て会社が置けるのか、そういう点ではどうなっているのかお聞かせください。

地域整備課長 はっきり県のほうに確認したわけではありませんけれども、河川敷地内に置く場合は、きちんと手を踏んで置いているものと考えております。

以上です。

2番 ちょっとすみません、話それていきますけれども、やはりこれちょっと、今、地域の土地が削られているということもありますので、そこはやはり地元の人、あとは、田んぼに、洪水というか、なったときに、田んぼ側にその影響で入ってきたりとかするらしいので、もうその辺は置いていいのか、やはり地域の土地が削られているという話がありますので、その点しっかり県のほうに確認して、そこに置いていいのかというのを確認していただきたいと思います。

地域整備課長 現場状況を確認しながら、県のほうに状況と住民の声等を伝えていきたいと思えます。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 22、23ページの15-2-2民生費国庫補助金が今年度と比べますと1.6倍ほどに増えているようです。この中で子ども・子育て支援交付金、あとは支援事業費の補助金というふうな

項目ありますけれども、これの具体的な内容について説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長 民生費の子ども・子育て支援交付金につきましては、従来、昨年度もある予算でしたけれども、こちらの歳入については、充当先として子育て支援センター事業、それから放課後児童対策事業、母子保健推進事業というところの事業に充てるために頂いている交付金となります。

その下の子ども・子育て支援事業費補助金。こちらの補助金については、今年度頂くものなんですけれども、システム改修の費用として225万円頂くことにしている補助金となります。こちらのほうは純増ということで、金額がそのまま増えるということになります。

以上です。

3番 今、上の項目ですけれども、子ども・子育て支援交付金、子育て支援センター等々に係る交付金のようにすけれども、今現在、子育て支援センターですか、これを利用している家庭はどのぐらいいるのか教えていただければと思います。

健康福祉課長 子育て支援センターにつきましては、保育所に通っていない方等が日中使用される場合が多いんですけれども、年間で大体1,400件というか世帯といいますか、そういった利用がございます。大体月平均でも110件程度から130件、150件という月もありますけれども、大体年間で1,000、そうですね、1,400件ぐらいの利用ということで、今のところ推移しているところです。

3番 やはり以前よりも環境がよくなったり施設が広くなったりして、かなり利用しやすくなっているのかなと思いますので、引き続き利用者へのフォロー、その辺よろしくお願ひしたいと思います。答弁は必要ありません。

9番 それでは、28、29ページ、これの17款1項1目財産貸付収入、29ページの医師住宅貸付収入、存目で1,000円となっておりますが、あそこの医師住宅には今年入らない見込みというふうなことなのか。それとも、医師を希望しているだけけれども、ある一定の段階で、保健婦さん、保健婦さんというか看護師なら入れるという前例ができたわけですから、そこら辺への方々へのアプローチ等考えているのか、ちょっとそこら辺が見えませんが、答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉課長 こちらの医師住宅につきましては、これまで住んでいた方が町内に新築しまして出たということで、現在、空き家の状態になっております。

その後の利用なんですけれども、ここの、基本的に医師、医師住宅ということで整備しておりますので、そういった医療関係者が住まれるということに問題はないというふうに考えているところなんですけれども、その間、その後の経緯として、医療関係者であったり希望される方がいらっしゃったんですが、その方も住宅を新築することにしたということで、それも1件、なしになった、白紙になりました。その後、県立病院の医師の方が、ちょっとその

空いている状況について確認が1件あったんですけれども、そちらについても、舟形でなくて新庄のほうに住むということになって、それも白紙になったという経緯がございますけれども、現状ではその後の動きというのはなく、今のところ空き家の状態というふうな経緯がございます。

9番 今までの経過を説明していただきましたけれども、医師からの申込みがあったり医療関係者からの申込みがあったりする、したということですが、それは町側が提供する、何ていうんですか、募集に対して応募があって、そういう問合せが何件か来ているということなんですか。それとも、職員の皆さんとか、あるいは町長とかが個別に医師の方や医療関係者に当たって、申込みが、今、課長が説明してくれたような申込みがあるということなのか。つまり、入居者募集という広告を出しているのかどうかということなんですけれども、今どういう状態になっているのか、もう一度質問いたします。

健康福祉課長 入居者の募集については行っておりません。

9番 ということは、どうやってその人方は申込みなり打診なりしてきているのかということがちょっと疑問に思うわけですが、やはりそういった空き住宅があるんだったら、そういった要件付の空き住宅があるんだったら、きちんと要件を明記して、そして募集をしていますという、子育て支援住宅やその他の住宅のような、何ていうんですか、募集のチラシ等とか出したほうがいいと思うんですけれども。それがないとどうやってその人、入った人がどういうプロセスをたどって入っているのかなという、そこが見えないですね。きちんと募集をかけて、そこに集まった医師なり医療関係者なり入っていただくというのが筋だと思わうんですけれども、そういった募集出すつもりはないのか、もう一度質問いたします。

健康福祉課長 こちらの医師住宅ですけれども、県の補助金を頂いて建築しております。本来の目的として、舟形診療所に住む医師の住宅として整備したものでありまして、その方が住む以外の選択肢は、基本的に県のほうの補助金を頂く時点では、ないということになります。

それで、現在の院長につきましては新庄に住んでおりますので、今、医師住宅を利用する予定はないというふうな確認はしているんですけれども、現状、空き家のままでいることがもったいないといえますか、そういう考え方もありまして、ただ、整備上の制約もございますので、当然、公に一般公募というような形は取れません。もし、そこ空き家の状態で町で管理していくんですけれども、何らかの事情でそういった医療関係者であれば、町のほうでの許可を出すと出すという部分は最低限可能ではないかという判断の下で、今まで保健師等、入居させておりました。ですので、一般に公募するというような考えは今のところはない状況でございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 同じく28、29ページ、17-1-1財産貸付収入の医師住宅ですけれども、県の助成で、こ

これは医師住宅なので、そういう目的で建てたと思いますけれども、その補助というか縛り的なものというのは、もうこれは医師住宅なので、これはもうあくまでも永遠と医師住宅で推移するのか、それとも、何年かすればフリーに何か使えるとかというのはあるのでしょうか。

健康福祉課長 県のほうの取決めで、ちょっと年数のほうあれでしたけれども、償却が終われば、そこは、使途のほうについては縛りは受けなくなるかと思えますけれども、まだそれには10年以上の期間が必要ということで認識しております。

2番 例えの話ですけれども、今回、産直まんさくさんがやめて、県のほうに違約金というか、そういうのを支払うわけですけれども、もしそういうので違約金的なものがあれば前倒して活用できるのか、ちょっとその点、確認ですけれども。教えてください。

健康福祉課長 目的外使用ということになれば、当然、その経費が、返還する義務が発生してきますので、そういうこと行えば目的外に使えるようにはなるということにはなるかと思いません。

以上です。

2番 やはり雪国の建物でありますので、やはりそういう、お金的な面もありますけれども、やはり医師のために建てたものである、意外と立派な建物でありますので、なるだけ誰かが住んでいただければなと思うんですけれども。やはり今、舟形クリニックの先生が新庄ということで、ちょっと法人税とかそういうのに、コロナ関連とかあってプラマイゼロみたいなことになっていますので、やっぱり税金のほうは新庄に行ってしまうのかなと思えますので、やはり、可能な限りですけれども、ふるさと納税、企業版ふるさと納税で武藤先生に舟形町入れてもらうとか、あとはやはり、その関係者、医師住宅で使うのであれば、やっぱりそういった看護婦さんとか舟形でいる、勤めていらっしゃる方が、やっぱり最優先に入ってもらえればいいのかと思えますけれども、今後、その考え方について、違約等のことの計算もあると思えますけれども、それが可能であれば一般公募できるような感じでもいいのかなと思えますので、その点考えながらしていただきたいと思えます。

委員長 答弁は。（「答弁あります」の声あり）

健康福祉課長 今後の活用の仕方につきましては、上司と相談しながら検討してまいりたいと思えます。

以上です。

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

3番 30、31ページ、17-2-1 不動産売払収入。令和6年度、2,670万円が計上されています。これの具体的な内容を説明お願いしたいと思います。

地域整備課長 土地売払収入2,670万円の内訳につきましては、内山分譲地、残1になりますが、1区画、ひだまり、残3区画ありまして3区画で、堀内分譲地が3区画を見込んでおります。

あと、専門職大学アパート、今年度造成分につきましての土地売払いという形で、合計2,670万円を計上したところであります。

以上です。

3番 今、内山とか、ひだまり3、あるいは堀内3というふうなところで説明あったんですけども、具体的にこういうふうなところに、今現在、相談とかは来ているのか教えていただければなと思います。

地域整備課長 ひだまりにつきましては、令和6年度退去1世帯ありまして、その部分で検討をしているところでございます。あと、堀内分譲地につきましては、3区画につきましては民間アパートの相談がありまして、それについて、その部分について相談されているような状況であります。

以上です。

3番 堀内のほうですけども、今3区画というふうな説明ありました。全部で6区画造っていただいたと思うんですけども、3区画のほかにですけども、実績なり計画なりなのか、教えていただければなと思います。

地域整備課長 令和5年度に1区画売却済みであります。残りの2区画については、現在のところ未定となっております。

以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

1番 30から31ページ、18款1項1目一般寄附金、ふるさとづくり応援寄附金3億円の計上になっておりますけれども、これまで、都道府県で多い県、順位というか、その辺はどういうふうになるんでしょう、上位に来ている県、関東周辺から多く来ているとかそういう実績ですね。今までの実績、大体のところでもいいんですけども。

まちづくり課長 今、資料をちょっと確認していますので、少々お待ちください。

令和5年度の実績です。2月の25日現在でこちらで把握している内容になります。一番多い、割合でいきますと、関東地区が58%、次に近畿地区16%、16.7%ですね。続いて、中部地区12.9%、あとは1桁台のパーセントになっております。

1番 分かりました。

参考になんですが、今は、他県から町のほうにふるさと納税、高額を頂いているわけですけども、舟形の町民がふるさと納税として他県、他町村に寄附している件数、金額等、ここ数年の状況はどの程度あるのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 総務省のホームページの公表分についてですけども、令和2年度につきましては、舟形町から29名の方、165万4,000円の寄附をされています。続いて、令和3年度につきましては、42名、184万3,000円のふるさと納税寄附をしております。最後、令和4年、64名、

302万4,300円の寄附をしている状況でございます。

1番 ありがとうございます。

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

8番 20、21ページ、14款の3目の農林水産業使用料の中に、温泉テニスコートまた多目的グラウンドの使用料というのあるわけですが、実際の現状から見ますと、なかなかこの利用率が上がらないというのが現状だと思います。その中で、もう少し、せっかくのあれだけの施設があるわけですから、利用率を上げる手だてといたしますか、考える必要があるというふうに思うんですけれども、その辺の考えを伺います。

まちづくり課長 温泉のテニスコート、多目的グラウンドにつきましては、実績がやはりなかなかちょっと上がっていない状況であります。令和5年度におきましては、テニスコートが前年の令和4年度よりも少なくなっております。令和5年度で186名です。令和4年度より少なくなっております。多目的グラウンドというの、野球とサッカー場があるグラウンドになっております。そちらにつきましては、令和4年度よりも増えておりまして、440名の方がご利用いただいております。

今後も環境整備、草刈り等も徹底して環境整備を図ったり、あと、やはりPR、ホームページとかのPRして、活用の増をちょっと図ってまいりたいというふうに考えております。

8番 先ほど2番委員の質問の中で、公園の改修費、改修債といたしますか、は、何か河川公園のほうの改修が予定されているようなんですけれども、やっぱりあれだけの立派な施設、なかなか手を加えないので年々老朽化をしていくというのが目に見えているようです。あれ、今、あの管理は振興公社のほうでやっているのでしょうか。

まちづくり課長 管理は舟形町振興公社のほうに委託しております。

8番 正直申し上げて、ちょっと人任せになっているのかなというふうに思われる部分があります。あの辺一帯、環境的に見ましても、温泉は当然ですけども、マッシュスタンドですとかラテールですとか、やっぱり若者向けのロケーションといたしますか、そういう意味では、条件的にはいい条件がそろっているのかなというふうに思っております。そんな中で、やっぱりある程度、若い人たちの利用を増やすということが、今後の移住定住にもつながるのではないかとこのように一つ思っているわけです。そんな意味で、ぜひこの活用の拡大を、利用の拡大を図っていただきたいというふうに思いますけれども、その辺最後にもう一回お願いします。

まちづくり課長 温泉への集客及び周辺、こういった施設への集客も温泉につながってまいりますので、PRあと管理、こちらのほうでも現場を確認して、しっかり管理していただけるように努めてまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 34ページ、35ページお願いします。22款1項2目民生債320万円ありますけれども、この改修事業の内容説明お願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 ただいまご質問にありました民生債ですけれども、2つありまして、1つは、説明のところにありますが、高齢者生活福祉センター改修補助事業債につきましては、ゆいの家のアコンの改修について町で補助を出すというところについて、起債を充当しているものです。保育所の改修事業債については、保育所の厨房の改修、空調設備の改修のほうの事業に充当している起債となっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 28、29ページの16-3-1 総務費県委託金の中ですけれども、29ページの全国家計構造調査委託金というふうな項目が令和6年度に載ってきておりますけれども、この具体的な内容について説明をお願いしたいと思います。

総務課長 全国家計構造調査につきましては、令和6年度に、10月と11月にですけれども、家庭内の年収であったりとか家計簿であったりとか、年収、貯蓄などの調査、あと世帯などの全体の調査というようなところでの統計調査を予定しているところです。

3番 これは、令和5年度、4年度はなかったんですけれども、これは何年か周期で行う事業なのか教えていただきたいと思います。

総務課長 5年に1回実施される統計調査になっています。（「はい、分かりました」の声あり）

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

10番 戻ってすみません。16ページです。16ページ、4-1-1 配当割交付金、増額20万円ほど、少ないんでございますが、今年度100万円見込んでございます。例年より20万円多く見込んだ積算根拠をお願いします。

総務課財政担当課長補佐 こちら県内の株式配当への税を交付金として頂くものですけれども、令和4年度の実績が136万4,000円ということで、令和5年度の見込みも80万円から130万円を見込んでおりますので、例年の実績を鑑みまして20万円増えて、増やして、100万円の計上とさせていただきます。

以上です。

10番 今年度、実績見込みちょっと知り得なかったものですから質問しました。

今、本町が保有している株式というのは、幾ら総額でございませうか。

総務課財政担当課長補佐 この交付金については町で保有している株式ではなくて、県内での県民の方が株式の配当を受けた際に県税として納めるわけですけれども、それを町のほうに県が人口等々で割って交付するというものとなっております。

町の株式、保有している株式につきましては、決算のときの決算書のほうにも記載してお

りますけれども、有価証券として山形放送株式会社の株式が13万5,000円、株式会社東北情報センター分が180万円、株式会社もがみ物産協会分が10万円、株式会社山形県食肉公社分が32万円、株式会社舟形町振興公社分が1,000万円の計1,235万5,000円の株式を保有しているところとなっております。

以上です。

10番 大変失礼しました。私は、本町が保有している部分についての課税に対する一括徴収の県からの返還かと思いましたので、大変失礼しました。分かりました。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

5番 14ページ、15、14ページだ。2款1項2目固定資産税、350万円ほど減額になっていますけれども、この内訳をお聞きします。

住民税務課長 固定資産税につきましては、まず、令和6年度が評価替えでございます。それに伴いまして、傾向としましては全体的には減少傾向にあるということでございまして、土地については2%ほど、家屋については3.5%、また、償却資産の申告分については同等程度、大臣配分分についても同等程度ということで見込んで、350万円程度減少ということで積算しております。

5番 減少傾向ということで、年々じゃあ減少傾向が続いていくという予想でよろしいんでしょうか。

住民税務課長 その辺の予測は、3年ごとの評価替えなりで結果として出るものですので、毎年の調査を行って、3年ごとの集計でどのような結果になるかによってですので、3年後の評価替えでどうなるかについては、現状維持かもしれないし、減少かもしれないしということで、ちょっと予測は今のところ出ていない状況でございます。

5番 増減、やっぱりこの範囲内という認識だと思います。町にとって大切な固定資産税ですので、その上下の中で推移しているのでは致し方ないと思いますので、今後とも頑張ってくださいと思います。答弁はいいです。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、一般会計歳入の質疑、審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

説明員は速やかに交代してください。

午前10時58分 休憩

午前11時00分 再開

委員長 会議を再開します。

一般会計歳出に入ります。

第1款議会費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐（朗読、説明省略）

委員長 これより、第1款議会費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第1款議会費について質疑、審査を終結いたします。

第2款総務費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐（朗読、説明省略）

委員長 これより、第2款総務費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番 42、43ページ、2款1項1目で、43ページに東京友の会ふるさと訪問、町制施行70周年記念植樹委託料とございます。36万9,000円。この東京友の会に関して、どのような補助を行って行くのかお伺いします。

まちづくり課長 こちらの委託料36万9,000円についての説明なんですけど、舟形東京友の会の方々が町の70周年を記念して舟形町においでいただくといった事業を今年度入っております。それで、東京友の会と舟形町の交流、これからの交流といったことも、この70周年を機に祈念して桜の植樹を行うものです。

4番 この記念樹、桜の委託料、これは70周年記念の項目として別項目として設けてあるわけなんです。それで、53ページに町制施行70周年記念事業というふうなことで、こちらのほうにあるわけですけども、ここのふるさと訪問のこの36万9,000円、これは、この中で記念の植樹をするわけですか。

まちづくり課長 こちら、やっぱり東京友の会との今後の交流、そういったことも祈念してといたことで、この事業に入れました。町制施行70周年という文言が入っているんですけど、こちら町制施行70周年という冠をこの事業につけたといった意味で、こういった表記にさせていただきました。

4番 本来であれば、東京友の会ふるさと訪問記念植樹になるのかなというふうなことは思うんですけども、今回、70周年記念というようなことでの冠というような考えでやったということなんですけれども、本来であれば、やっぱりふるさと訪問に関してはふるさと訪問独自の予算になるのかなというふうに思ったところで質問したわけでした。内容は分かりました。

今回、何人ぐらい来る予定になっているか。まだ分かっていないと思いますけれども、バス1台とかバス2台とかあると思うんですけども、そこら辺どうなっているんでしょうか。

まちづくり課長 人数は、大型バス1台、約40名というふうな予定でいるというふうに聞いております。先週報告があった内容では、43名の申込みがあるというふうに報告を受けております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

5番 44ページ、45ページ、2款1項5目の中の備考欄のほうで公用車購入事業とありますけれども、自動車購入費573万7,000円とありますけれども、これはどういう、詳細についてはそんなに細かくなくても結構ですので、どのような車を購入するのか分かれればお願いします。

総務課長 ただいまの公車購入事業の自動車購入費につきましては、現在、町長車の更新ということで考えています。今の町長車と同じようなバンタイプの車を1台ということで予定しているところでございます。

5番 そうしますと、今乗っているバンタイプのやつを買おうと。じゃあ前あったセダン型のやつはそのまま残しておくということでしょうか。

総務課長 ただいまの議長車として使っているものについては、そのまま使用するというところで予定しています。

5番 あるものを利用するのは結構なことなのでしょうけれども、あれは、じゃあセダンのやつは、町長車ではないということで、認識でよろしいんでしょう。

総務課長 現在は、セレナのシルバーのバンタイプのものを町長として利用しておるところでございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

6番 42、43ページ、2-1-1。先ほど伊藤委員のほうからも質問ありましたけれども、東京友の会ふるさと訪問、この植樹委託料ですけれども、これから植樹をする委託料だと思うんですけども、これいつ頃植樹する予定ですか。

まちづくり課長 植樹は連休明けぐらいをちょっと目途にしております。舟形東京友の会の方がいらっしゃるのが7月上旬の平日になっておりますので、その前に植えたいというふうに考えております。

6番 場所はどこを予定してやられるんでしょうか。

まちづくり課長 場所につきましては、管理、やはり町でというふうになるものですから、場所は富長地区の桜づつみの一角に植えたいというふうに考えております。

6番 委託先はどこですか。

まちづくり課長 委託先はまだ決定しておりません。ただ、まだ見積りをもらっている段階でございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 44、45ページ、2-1-5財産管理費で、45ページの説明の欄のところ、中ほどです、

AED購入費561万円計上されております。今現在ですけれども、AED、多分19か所に設置されているのかなと思います。この購入の内容、説明をお願いしたいと思います。

総務課長 ただいまのAEDの購入費ですけれども、今回は、平成28年度に整備したものの17台分の更新になります。

3番 17台分の更新ということで分かりました。

このAEDですけれども、いざというときに使うAEDですけれども、これの日常点検なんかはどのようにしているのか教えていただければと思います。

総務課長 年に1回、それを備えている現課のほうで、動作状態などの点検をしてもらっています。

以上です。

3番 これに関しましては、私もちょっと以前経験あったんですけれども、定期的なチェックが必要というふうな業者さんからの説明がありましたので、1年に1回、間違いなく作動できるのかどうか、耐用年数とかバッテリーの寿命とか、その辺、1年に1回、確실히行っていただけるような、何かチェックシートか何かあるのか教えていただければと思います。

総務課長 備えている場所に、ボックスの中に収納されている形に入っているんですけれども、その中に、そういったチェックシートといいますか、点検項目について記入されているものも含めてそちらに収めて、それを活用して点検をしております。

以上です。

3番 ぜひ、19か所に設置してあるAEDですので、ぜひ上位の方が、確실히行われているのか、定期的にこれも確認をしていただきたいと思います。

その辺のチェックの体制ですか、今行われているのかどうか、いま一度お聞きしたいと思います。

委員長 3番荒澤委員、大変申し訳ございませんでした。今の4回目でありましたので、引き続きご質問を続けますか。

3番 あといいです。

委員長 いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

2番 同じ44、45ページの2-1-5ですけれども、ページ数が44、45で、今、荒澤委員が言われたAEDですけれども、以前、中学校のほうでは、シャッターの中に一回入っていて、そこではやはり鍵がないと使えないということで多分移動になったと思いますけれども、その19台あるAEDは、管理的に、例えば何か起こった際に全て使える場所に設置されているのか、その点教えてください。

総務課長 今設置してありますAEDにつきましては、それぞれの施設管理場所をお願いして

いるところですが、それぞれ、設置場所などを確認してみますと、玄関ホールであったりとか昇降口であったりとか、あとは、というところで、常に人の手に触れることができる身近なところに設置してあるようですので、今の点については大丈夫かなというふうに思っているところです。

以上です。

2番 施設等で屋内、野外で何か起きたときに使えるようなものでありますので、やはり施錠されている中であってしまおうと、なかなか外で何かあった場合には、壊したりしてしないとう進入できないようなものがあればと思ったんですけれども、そういうのはもう一切ないということでしょうか。

総務課長 そういったご質問の鍵がかかって使えないとか、そういったところはないというふうに思っているところです。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 ページ46、47、2-1-6。説明の中で、地域おこし協力隊事業、この中に1万5,000円ですけれども、資格登録手数料というのございます。これの説明をお願いします。

まちづくり課長 こちらの予算、項目につきましては、ランドオペレーターといったものを計画しております。ランドオペレーターと申しますのは、旅行会社からの依頼を受けて、旅行先のホテルとかレストラン、あとはバスとか鉄道の交通の手配、予約、そういったものを専門に行うものです。そういった資格があります。国内旅程管理責任者といった資格になるんですが、それを受けることによって、協力隊の方が旅行会社からお客様を町内に呼び込むときに手配できるといった内容になっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 42ページから43ページの2款1項1目総務一般管理費の職員採用試験事業ですけれども、令和6年度は何名採用の予定なんでしょうか。

総務課長 そちらにつきましては、まだこれから計画を立てるところでして、人数についてはまだ決まっておりません。

1番 さきの議案の質疑の中で、ちょっと職員の類似団体の比較ということで質問したんですけれども、舟形町の場合、令和3年度時点では67名、類似団体は69名ということで、2名少ないというような報告がありました。また、定員管理の質疑の中で、令和5年度は正規職員が80名というような、ありました。それを令和12年度では92名ということで12名増員する、増やすというような説明あったんですけれども、考えてみますと、町の人口も少子高齢化で4,800人もう切っております。年間100人以上が減少しているというような状況にあります。

こうした中で、そのほかにも、正職員以外にも会計年度職員として今年度は44名ほどおられ

まして、合わせて124名、それから、他にも、保育士については町の社協の職員という位置づけでありますけれども、20名弱の方がいるというふうに思いますので、そういう中で、定員管理について適正な定員管理なのかというようなことでありまして、どういうふうに理解すればいいのかなというふうに思うんです。

人口減少に伴いまして、舟形町の持続可能な町を維持するためには、町民の視点から見れば、職員を減少して維持していくというような、そういう考え方になると思いますので、その辺、職員が増員になる要因について説明をお願いしたいというふうに思います。

町長 平成の大合併のとき、平成16年、17年あたり、大変、三位一体の改革の中で交付税が減らされるというので、町民100人当たり1人にすべきだというようなことをおっしゃられる議員さんが多くいらっしゃいました。

しかしながら、現在、その弊害というのが顕著に表れておりまして、47歳から38歳までの10年間の間に職員数が7人しかいないという弊害が出てきております。この7人で今後のまちづくりができるかというふうなところだというふうに思います。伊藤委員につきましては、役場の中におられて、しかもその三位一体の改革の中で職員数を減らすというふうなことが非常に取り沙汰された中での職員を経験したのでそういうふうにおっしゃられるかもしれませんが、私は、選挙に立つときにも、職員を減らすというようなことは一切申し上げておりませんし、きちっとした定員管理計画及び財政計画の中で、職員がこの舟形町をつくっていく、職員の人たちが一生懸命働いているんだというふうなことで、適正なところまでは職員数を上げていきたいというふうなことで、今のところいます。

残念ながら、伊藤委員がいて、職員としていらっしゃったときからはもうAIとかパソコンとかが大分普及しておりまして、時間のいとまが少ないというふうな中で職員が非常に厳しい状況の中で仕事をしておりますし、国のほうから、例えば子供関係のやつについても、今までは厚生労働省というところだったんですが、こども家庭庁もできましたし、国から出されるいろいろな施策に対応するためには、それなりの職員をしっかりとそろえていかなければ、多種多様にわたる行政の事務というふうなものについて対応できないだろうというふうに私は思っておりますので、現在、今、計画しております92名というような定員管理計画についても、町民の数は減っていても、その分についてはしっかりと業務的に必要な数だろうというふうなことでは思っておりますし、町民の数で職員数が決まるものではないというふうに私は認識しておりますので、ぜひそういったところもご理解いただければというふうに思います。

1番 コンピューターの導入もそうなんですけれども、コンピューターを導入することによって人員が削減できるかということになると、現状を維持するために導入せざるを得ないというの、以前のあれもありました。ただ、AIも導入して、逆にそれによって、ちょっと町長

の話だと何か職員を増やさなければならないような、そういうような話もあったんですけども、ただ、いろいろな業務も増えているというようなことも理解できますけれども、やっぱり人口が毎年100人以上、百十数人トータル的に減少している中で、職員だけが増えていくというようなことに対しては、やっぱり町民の理解というのは、もう少し説明しないとなかなか理解できないのではないかと思いますので、その辺もやっぱり今後、定員管理を考える上で一つその辺も町民の方に説明をしてほしいなというふうに思います。

町長 やはりAIとか、今、ICTを入れているのは、行政の効率化というふうな部分よりは、逆に言うと町民の利便性を上げるためにというふうなところで一生懸命取り組んでいるわけでありまして、当然、行政の効率化を上げるためのシステムというふうなものについてもありますけれども、今現在は、国から県そして町と、LGWAN等々の情報というふうなものを使いながら一気に来るわけでありまして。それに対する対応についても、非常にスピード感を持って対応しなければいけないというふうなこともございます。やはり、そういったものに対応すること、それが町民の幸せのためになるだろうと。今現在、デジタル田園都市国家構想交付金なんかも、我々のほうでアンテナを高くしているために引っかかっているというふうな部分も多くあります。そういった情報を得る、そして、その情報を処理しながら町民のためになるようなものを取捨選択してそれに取り組むというふうなことについても十分必要なことでありますので、確かに伊藤委員がおっしゃられるように、町民の理解が得られないのももう少し丁寧に説明をすべきだというふうなことではあります。その点については十分に理解できますので、我々としては、人口1人当たりという昔の古い考え方ではなくて、現在の業務量もしくは町民の幸せのための利便性、そういったまちづくりのために必要な人員をしっかりと確保していきたいというふうなことでありますので、そういった点もご理解いただきながら、町民の方、そして議会の方々にも丁寧に説明をしてみたいというふうに思います。

2番 ページは42、43の2-1-5財産管理費ですけれども、項目が45ページの説明欄でありますけれども、先ほどのAED購入費の1つ上の工事請負費でありますけれども、まずは最初、この内容を教えていただきたいと思います。

総務課長 ただいまの工事請負費の内容でございますけれども、こちらにつきましては、町制施行70周年記念関連事業ということで、役場庁舎のロビーの木質化改修事業として2,458万5,000円。あとは、庁舎の管理の突発的な修繕的な対応というふうなところでの工事請負費で110万円というふうな計上になってございます。

2番 庁舎の床面の改修事業かなと思いますけれども、まず、これをする目的は、こういった形で目的があったんでしょうか。

総務課長 先日の一般質問の中でもありましたけれども、役場庁舎、昭和43年に建築されて、

かなり古い庁舎となつてございます。玄関周りや、あとロビーの窓口付近、常に町民の方がいらっしゃる場所でもありますけれども、大変古くなってきておりまして、その辺を今回、木質化というようなことで県産材などを利用してリニューアルをして、見た目にもよく、また、使いやすくなり、使いやすくといいですか、町民の方々からも気持ちよく使っていただけるようにというようなことでの改修工事というふうな予定をしているところでございます。

2番 庁舎と公民館等がまず80年もつということで、そういう町民にとって気分のよいような仕組みをしたいと思いますけれども、先ほど、LED照明、その2つ上ですけれども、LED照明のリースもありますけれども、これ今後もまだ出てきますけれども、公民館の照明のリース料も積算されておりました。ここでは、庁舎がまず52万8,000円、10年間契約ということで500幾らで、公民館のほうは68万円だったかな、で680万円、10年間した場合ですけれども。この庁舎、公民館以外の場所もLED化を検討されているのか教えてください。

総務課長 今年度、見積り取ったところについては、役場庁舎と公民館というふうなところですけれども、順次、町の公共施設についてはLED化を図っていく予定であります。

昨年、町としましてもゼロカーボンシティ都市宣言をしているところでございますので、そういった二酸化炭素の削減、持続的な発展のための環境づくりということで取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

ちょっと補足させていただきますと、長沢学習センターと、あと堀内改善センター、大規模改修終了しましたけれども、そちらのほうについてもLED化の更新はなっているところでございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 62、63ページです。2-4-2山形県知事選挙費が置かれております。63ページのところに、説明の欄ですけれども、除雪委託料47万3,000円置かれております。この金額は、令和5年度の町長選挙の除雪委託料と比較しまして2.2倍ということで大幅に増額になっておりますけれども、これの理由を教えてください。

総務課長 ただいまの除雪委託料につきましては、町長選のときは1回分のみで、今回の県知事選挙については2回分というふうなところで増額になっているところです。

3番 2回分見込んでということで、倍ということで分かりました。

この上ですけれども、ポスター掲示場設置撤去委託料、これに関しましても1.5倍、令和5年度と比べまして1.5倍の73万9,000円置かれております。これにつきましては、設置箇所は町長選と同じ設置箇所の数なのか教えてください。

総務課長 設置箇所数が増えておりまして、県知事選については61か所、町長選については43か所というふうになってございます。（「はい、分かりました」の声あり）

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

1番 44ページから45ページの2款1項5目の工事請負費。庁舎の改修工事でありますけれども、最初、予算の内示の段階では、役場庁舎ロビー改修事業2,676万円というのはあったんですけれども、この工事請負費は2,568万5,000円で若干下がっているんでしょうかね。

それで、先ほど、前回の一般質問でもありましたし、あと2番委員さんからも、今、庁舎の関係で質疑ありましたけれども、昭和43年に建築されて、築56年ですか。そして、10年前に耐震化工事をしたということでもありますけれども、コンクリートの劣化とかそういうものがあるのではないかというふうに思いますし、この庁舎をあと何年使用する考えなのか、今後、移転改築予定はないのか、まず第1点お願いしたいと思います。

総務課長 先日の一般質問の中でもございましたけれども、一応、耐用年数としましては現在80年ということになっておりまして、令和30年まで使用していくというふうな予定になってございます。ですので、今のところ、移転のことであるとか建て替えのことなどについては、具体的な話は出ていないところでございます。

1番 80年使用するというところで令和30年までというのは答弁ありましたけれども、今の庁舎では災害時には対策本部等の設置も難しいというようなことで、隣に防災センターとかを設置してきたわけでありまして、あと、やっぱりエレベーターもないというようなそういう状況にありまして、そのこの庁舎に、庁舎ロビー改修工事として、予算の内示の額としては2,676万円ですか、を、しかも単独事業で実施するというようなことになれば、費用対効果というもので、費用対効果を考えればどうなのかなというふうに疑問に思います。単費で2,676万円といいますと、町の町税が約4億2,770万円ほどでありますので、それから見ますと、大体6.2%、6%ぐらいの金額になるわけです。そういう金額を投資するということについてはどうなのかなというように思いますし、あと、当初予算の概要の中でも、実質公債比率も令和9年度には今より上がって13.6%になるという、そういう推計もなっております。そういう中で、町民サービスというか、庁舎がきれいになるということはいいいことだと思いますけれども、そういう単費でそれだけ予算をかける必要あるのかなというふうに疑問に思いますので、その辺もう一度お願いします。

町長 今、単独費でというふうなことございましたけれども、単独費以外で庁舎を改修することはできません。したがって、庁舎を新しくするというふうなことが足踏みをしておりまして、50年の耐用年数を80年まで長寿命化しようというふうなことで今考えているわけです。その一環として、来年は町制施行70周年になります。それ以降も二十数年、できれば町の公共施設の管理計画の中ではもたせようというふうなところで頑張っているわけです。その際に、玄関前に職員労働組合で花壇、花を植えていただいたりとか、昨年からは、クリタ園芸さんからサンパチェスというような大きな花も置きまして、できるだけ町民の方が来て

いただいたときに少しでも和むようにというふうなところもございます。

そういった意味で、今現在のロビーが金属的なところもございますし、また、健康福祉課として会計管理室まで行くところの部分についても、非常に汚れとか無機質的なところがございまして、少しでも、町民の方から来ていただいて不快な思いをしていただくというふうなことではなくて、しっかりと70周年を記念に少し温かい庁舎になったねと言われるようなことで考えておりました。

確かに、町税についてはおっしゃられるとおりでございますが、あわせて、職員の人たちが一生懸命頑張ってふるさと納税を伸ばしてきていただいております。そういった財源を活用してというふうなことでありますので、その分を町民のサービスに回せばというふうなことの意味合いにもなるかと思うんですが、町民の、来庁していただいて、その印象的なものが少しでも変わって和らいでもらえるというのも町民サービスの一つだというふうにご理解いただきながら、無駄だというふうな意見は十分にお聞きしますが、町としまして、70周年を記念して、さらに20年というふうなところをもたせていく意味でも、少し見栄えのいいようにしたいというふうなことでありますので、なかなか意見が合うことはありませんけれども、合うことはないかもしれませんが、ぜひご理解をいただければ大変助かるなというふうに思っているところでございます。

1番 町長の思いは分かりましたけれども、この庁舎に対して町民の皆さんはそこまで期待しているのかなということで、逆に、現状維持で、これから修繕とか補修とか、そういう面にそのお金を積み立ててしたほうがいいと思っている方が多いのではないかなというふうに思っていますので、その辺、私の意見として終わりたいと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 44、45ページ、2-1-5財産管理費で、説明の中の45ページ、中ほどぐらいですかね、AEDの下です。庁舎事務備品購入61万6,000円、ここにあります。

昨年、令和5年の予算で、昨年は第2庁舎から移転、引っ越しするというようなことで、ここで66万4,000円、たしか昨年は予算計上していたと思います。今回、また同じような金額61万6,000円あります。この内容についてお伺いします。

総務課長 ただいまの備品購入費でございますけれども、こちらについては、新規採用職員用と、あと予備分というようなことで、事務用机と椅子です。6台ずつというふうな予定になってございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

6番 54、55ページになります。2-1-15定住推進事業費。55ページのほうに移住世帯支援事業というのがございます。この下のほうに移住支援金300万円、これ令和4年度が100万円、令和5年度が100万円。令和6年度が3倍になっているわけですがけれども、内容見ますと、東

京23区からの移住支援というふうなことでなっております。移住支援はよろしいんですけども、支援金を頂ける条件というのはどのような条件があるのでしょうか。

まちづくり課長 支援金が該当する条件なんですが、まずは石山委員ご質問にあったように、東京23区にお住まい、または通勤されている方が県の就職マッチングサイトに掲載されている企業に就職された場合ということになります。それが条件になっております。

6番 そうしますと、例えば舟形町に来て居住年数が何年とか、そういうふうな条件というものはないんですか。

まちづくり課長 これまでは、まずはマッチングサイトに掲載されている企業に就職、あと居住要件、それをクリアした場合、3か月は住んでいただかないと申請できなかったんですが、令和6年度からはその3か月要件が撤廃になりまして、移住されたらすぐに申請できるというふうな内容になっています。

6番 そうすると、移住して、例えば半年しかいなかったとか1年しかいなかったとか、こういう方も当然対象になると。そういう考えでよろしいんですか。

まちづくり課長 住所、あと就職のマッチングサイトの要件合えば、やはり半年でまた移住されたといった方についても、この要件は、助成は当てはまります。

2番 ページ数は48、49の2-1-9生涯学習センター費でありますけれども、51ページの説明でありますけれども、昨年度、ちょっと質問した際に、扇風機とスポットクーラー的なものを勘違いしていたということありましたけれども、やはり体育館的な冷房に対してはすごい機械を入れないと無理なのかなと思いますけれども、今回提示されていませんけれども、やはり厨房、厨房というか、調理場、ほかのところはすごいエアコンとか利いていいんですけども、やはり夏の交流学习した際の調理場がもうすごい暑くて大変だったんですけども、上司と検討して考えますと昨年の答弁でありましたけれども、ここに計上されていませんけれども、体育館になると大変な機械になってしまいますけれども、その扇風機とスポットクーラーをまず間違ったことに対して、スポットクーラーとか導入する予定はあるのかまらずお伺いします。

まちづくり課長 学習センターの調理場等への空調の関係でご意見をいただいた後に、上司とも相談、検討させていただきました。令和6年度につきましては、スポットクーラー、昨年、舟小のほうから使用する団体のほうでちょっと運んでいただいたんですが、そういったまらずは対応で令和6年度というふうにご考えておりました。

2番 だと、使用する場合には移動して、まず今回は対応するということでよろしいんですね。

まちづくり課長 事前に申請をこちらでも受けるという形になりますので、そういった場合は、そういったスポットクーラーの配置とかそういったものを、こちらのほうでも心がけてまいります。

委員長 ほかに。

3番 52、53ページ、2-1-11自治振興費。町制施行70周年の記念事業について質問いたします。

説明の欄の下から2つ目ですね。記念式典運営・記念映画上映業務委託料562万円計上されております。今週末から一般町民向けの上映会が開催される予定だと思います。3会場、4回ですか。この記念映画ですけれども、これは今回の4回のほかに、例えば小学生、中学生、その方々に対して上映する計画はないのか質問いたします。

まちづくり課長 3月上映が3か所で計4日間、17日を皮切りに行われます。そのほか、小学校、中学校等の生徒さんに対するといったご質問なんですけど、今のところ、小学校、中学校での上映はちょっと計画にはございません。

3番 先日の産業振興常任委員会の所管事務調査の中でも一部質問あったんですけども、せっかくこういうふうな、多分すばらしい映画だと思うんですけども、こういうふうな映画を今回作ったわけですけれども、小学生、中学生、あるいは今回、4回の上映会に参加できなかった方々への対応ということで、各町内会単位とか、そういうふうなDVDの貸出し等々をぜひ考えてほしいというふうな要望もしたんですけども、そういうふうな考えは、改めて質問いたします。よろしくをお願いします。

まちづくり課長 過日、事務調査委員会でご意見をいただきました。その後、検討して、上司とも検討しております。現時点では、先ほどのお答えのとおり、小中学校での上映の予定はないんですが、DVDの貸出し、これは、小中学校または町内会、あとは団体、そういった町内の方を中心とした方への貸出しは、今後計画して、できるように計画してまいりたいというふうに考えています。

3番 ぜひ、私も今回、上映会に参加したいと思いますけれども、より多くの皆さんからこういうふうな記念の映画を見ていただける機会をぜひつくっていただきたいと思います。答弁は必要ありません。

委員長 ここで、午後1時まで休憩とします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

それでは、午前中、6番委員が質問した移住定住についての回答についての訂正の申出があります。曾根田まちづくり課長よりお願いいたします。

まちづくり課長 それでは、午前中、6番石山委員よりご質問がありました300万円の移住支援、それに関する返還等の規定はないのかといったご質問に対して、私、返還の規定はないとい

うふうな答えを申し上げたんですが、要領読み込みましたところ返還の規定がありましたので、お答えさせていただきます。

移住支援金の申請日から3年未満に転出してしまった場合、これは全額の返還となります。3年以上5年以内に転出してしまった場合、これは半額の返還となります。最後に、職のマッチングサポートセンターに登録している会社を1年以内に辞めた場合、これも全額の返還となるというふうになっております。

以上です。大変失礼いたしました。

委員長 引き続き、総務費についての質疑をお受けいたします。

4番 54、55ページ、2-1-15、今ほど説明ありました移住支援金の上でございます、55ページです、説明。移住・定住ガイドブック作成業務委託料41万3,000円。昨年はいずれも予算計上になっていなかったと思いますけれども、これの内容をお聞かせください。

まちづくり課長 こちらは、ふながた暮らしという題名の移住定住ガイドブック、冊子を作っております。その内容について、大分古くなってまいりました。令和2年に一旦、中身を改訂しているんですが、町の人口とか例えば各種助成制度とか、あとは山形県のデータ、あと移住されてこられた方のインタビューとか、そういった方のところも改訂する必要があるというふうに考えているものです。

4番 これは何部ほど作成する予定なのかお聞きします。

まちづくり課長 500部の予定でおります。

4番 これの配置先というか、例えば、若あゆ温泉とかいろいろ置いているところあると思いますけれども、どんなところに置くのかお伺いします。

まちづくり課長 役場、あとそういったところは置くんですが、主に移住イベント、東京の有楽町の交通会館等で移住イベントを行っております。そういったところに持っていったり、あと、東京友の会の総会、そういったところに使ったりしております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 ページが50、51の2-1-10目、総合行政システム事業の説明欄のほうのデジタルファースト推進事業のほうの下から4番目、キャッシュレス決済システム導入委託料とありますけれども、これ全協で説明ありましたけれども、このシステム導入というのは庁舎のみに設置するのか、例えば端末機で決済できるようなシステムなのか、ちょっと詳しい、どういう機械になるのか教えてください。

デジタルファースト推進室長 こちらのキャッシュレス決済システム導入業務委託につきましては、庁舎のみの設置となります。具体的には、住民係の窓口と会計室の窓口のほうにシステムを設置する予定です。

以上です。

2番 となると、例えば、何というか、行政の施設の使用的な目的、使用、例えば公民館を使用した等の決済もこのシステムでできるのか、それとも会計的なものしか、何か様々などありますので、多様性のあるとありますけれども、どういうふうな機能、例えば、公民館の使用料を、何で1台かと聞いたのは、やはり公民館で事業すれば公民館で支払いとか出てくるわけです。その際に、わざわざ庁舎に行って支払いをするのかというちょっと質問なので、そういうことあるかないのか等よろしくをお願いします。

デジタルファースト推進室長 ただいまのご質問の中央公民館の使用料について支払いができるかといったご質問ですけれども、こちらのほうは、会計室のほうにその端末を、システムを置きますので、そちらの使用料についても会計窓口のほうでキャッシュレスで支払うことができるというものでございます。

以上です。

2番 となると、例えば学習センターとかそういうところの使用料があった場合でも、そこでもう決済できるということではよろしいでしょうか。

デジタルファースト推進室長 学習センターの使用料等についても、会計窓口にいらしていただく必要はありますが、そちらで決済できるというものです。

以上です。

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

1番 60、61ページの2款3項1目の戸籍住民基本台帳の基本台帳事業の関連で、内容ですけれども、現在、町内には外国人の住民登録者は、直近年度で、男性、女性、何名おられるのかお尋ねしたいと思います。

住民税務課長 令和6年の1月31日現在で、外国人登録者につきましては、男性1名、女性33名の計34名でございます。

1番 はい、分かりました。

それで、この外国人の方々に町で現在支援しているというのは何かありますか。

住民税務課長 うちの住民係での中ですと、特に支援というものはございません。

1番 町への要望もないという、そういう状況ですね。そういう理解で。はい。

2番 ページが44、45の2-1-6まちづくり推進費の説明のほうの2のまちづくり推進事業で、項目が47ページの8番目、工事請負費とありますけれども、これは先日ちょっと説明あったかと思えますけれども、富田と長沢の多目的トイレの改修事業でありますけれども、ちょっと詳細についてお聞かせください。

まちづくり課長 確認してよろしいでしょうか。すみません、確認をしてよろしいですか。確認をしたいです。

委員長 内容の確認であれば、どうぞ。

まちづくり課長 よろしいですか。

詳細といいますのは、個数とかそういっ……（「工事内容」の声あり）はい、工事内容ですね。

工事内容につきましては、富田、長沢地区の農村公園の和式トイレの洋式化工事になります。

2番 富田も長沢もそういうような工事ですけれども、目的は洋式トイレのみの設置なのか。

というのは、やはり農村公園という場所的なものもあって、漁協さんのほうから掃除の委託とか地域の人が頼まれているわけですが、やはり夏季、春から秋に向けて、今現在、長沢の場合ですと、扉が上レールの下が隙間があるような扉になっています。そうなりますと、地域の方からのちょっと問題点が幾つか。まず、虫が入ってくると。あとは蛇等、そういう爬虫類も侵入してくると。そういうところでやっぱりトイレに爬虫類、看板で蛇注意とかと書かれていても、なかなかその看板の告知だけでは、蛇いるんだったら入りづらいのかなと思いますので、この工事内容についてですけれども、地域の方からはもう、今階段なのでバリアフリー化にしてほしいとか、そういう要望があると思いますけれども、今回の多目的という1つの項目の中で、その入り口の扉等のことの工事も含まれていないのかのちょっと確認でしたけれども、トイレのみでしょうか。

まちづくり課長 手元にちょっと詳しい資料持ち合わせていませんが、トイレのみの洋式化工事というふうに記憶しております。

2番 できればですけれども、富田のほうもかなり今、老朽化というか古い建物であって、長沢の場合は比較的新しいのかなと思いますけれども、やはりそういった、利用する側のまづ立場としてのトイレのある程度の条件を見ながら、ちょっと現場に行って状況も見ながら、少し、見直すと言ったらおかしいですけれども、こういう状況だということを確認して工事を着工してほしいと思いますけれども、やはりそういう使用、衛生的に使用する場所でありますので、やはり確かに田舎で、虫、蛇いるのは当たり前ではありますが、やっぱり室内に爬虫類系が進入するということはなかなか使用しづらくなるのかなと思いますので、その点、今後の検討というか、見ながら、工事のほうも進めてもらいたいと思います。

委員長 答弁は。

2番 答弁、何かあれば。

まちづくり課長 現場をちょっと行って確認しております。富田については扉はありません。階段で若干ちょっと上っていく感じで、個室には当然扉ということなんですが、表の扉はないというふうなトイレであります。地元からは、バリアフリー等のちょっと要望上がってきていなくて、まず、高齢なものですから和式から洋式にしてほしいといった要望を受けていたもので、まずは和式から洋式化へのトイレ改修工事というふうになったんですが、ちょっとまた現場を見ながら、ちょっと確認してまいりたいと思っております。

長沢についてもちょっと現場を確認して、ちょっと見てまいりたいと思います。

3番 54、55ページ、2-1-15定住推進事業費の中で、多分新規の事業だと思えますけれども、結婚新生活支援事業費補助金。これのちょっと年齢制限あるようですけども、いま一度説明をお願いいたします。

まちづくり課長 こちらについては、新たな、令和6年度から新たに計上した助成金になっております。夫婦ともに39歳以下で世帯所得が500万円未満の方が該当になる助成金となっております。

3番 1世帯で500万円以下ですか。

まちづくり課長 1世帯で所得が500万円未満というふうになっております。

3番 1世帯以下500万円で39歳以下の方が結婚した場合には、例えば、1世帯といえますか1組というふうなところには、幾らの支援金が行くのかお聞きいたします。

まちづくり課長 夫婦ともに39歳以下で対象経費の3分の2、上限が30万円となります。また、夫婦ともに29歳以下の場合は、3分の2、上限60万円というふうになっております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

8番 ページが56、57です。一番下、20目のふるさとづくり応援事業でありますけれども、今年も1億2,000万円ほど基金のほうに積み立てるというふうなことのようでありますが、間違っていなければ、前年度期末の基金残高9億円を超えているというふうに思います。

確かに積立てを持つということは悪いことではないと思うんですけども、もう少し活用を考えるべきではないかというふうに私は思います。その辺の考えについて、町長どうですか。

町長 考え方につきましては後で答弁させていただきますが、今、基金の状況について、財政補佐のほうから説明をさせていただきたいと思います。

総務課財政担当課長補佐 私のほうから、ふるさと基金の残高ですけども、令和4年度末でふるさと基金の残高は9億4,981万7,000円ほどございました。令和5年度末の見込みで9億5,500万円ほどの見込みとなっております。令和5年度中の積立ては、見込みですと2億2,400万円ほどで、取崩しが2億1,800万円ほどとなっております。

なお、令和6年度当初では大きく増やしまして、取崩しを3億4,200万円ほどというところで、活用のほうも多く令和5年度よりは充当しているところでございます。

以上です。

町長 というふうな状況でございまして、私も同様な考え方の中で、基金として積んでおく部分と、それを活用する部分というふうなことで、大きく令和6年度は活用というふうなところを主に出してきているところでございます。

8番 ぜひ、生きたお金といえますか、そういうふうな活用をお願いしたいなというふうに思います。

繰り返すというか、一般質問でも申し上げたんですが、例えば今、農地の基盤整備事業入っています。区域、例えば1年間は作付をできないわけですから、その区域内に例えば10町歩あるとすれば、通算すれば1,000万円以上の売上げがなくなるわけです。倍の20町歩ある場合は2,000万円を超える売上げがなくなると、工事期間中を通してですけれども。そういったときに、やっぱり水利費とか賃貸借料でありますとか、そういう義務的経費は発生するわけです。そういった意味で、なかなかやっぱり対象となる農家の方、それを心配して足踏みをするというか、方もいらっしゃいます。そういう意味で、やっぱり補助金として出すのではなくて、例えば修学資金のような、貸付基金というような形で設けてもらえば、やっぱり減った分を期間を延ばして補填していけると、そういうふうなことで経営を乗り切ることができるんじゃないかというふうに思うわけです。そういう意味で、やっぱり今の町の状況で、そういった、何ていうか、進めるべき事業、これを促進させるためにも、そういった使い方を考えてほしいというふうに思いますけれども、いかがですか。

町長 8番委員さんの一般質問の中でも少し答弁させていただきましたけれども、やはり今までも圃場整備等を進めてきた経緯もございまして、そういった条件のところもありながら進めてきているところもございまして、ただ、その地区地区での状況が違うというふうなところがあるんだろうというふうに思いますので、できる限り町としても、圃場整備等については未来への農業への投資というふうなこともありますので、積極的に進めているところではあります。

ただ、現在のふるさと納税の基金でそういった使い方ができるかどうか、ふるさと納税する際には、どういった目的でふるさと納税をお願いしますというふうなところがありますので、産業振興の部分にはなるんでしょうけれども、事、圃場整備のそういったところに使えるかどうか等については今後検討が必要かというふうに思いますので、そこら辺十分に検討しながらやっていきたいというふうに思いますし、必要であれば、ちょっと農業振興課とか地域整備課のほうとも相談しながら、新たなそういった貸付金の制度をつくるというふうなところ、ほかの町村であるのかどうかを確認しながら、そういったこともできるのではないかとこのように思いますので、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

8番 ぜひお願いしたいというふうに思います。全員が使うわけではないので、やっぱり困る方といますかね、そういうことを必要とする方はやっぱり助かるというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

また、そういった農業部分に限らず、やっぱり子供たちの教育費ですとか、活用できる部分はほかにもいっぱいあるというふうに思うんです。ぜひそういった意味では、積立てをするのも結構なんですけれども、生きたお金として使っていただきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

委員長 回答は。

8番 あったらお願いします。

町長 まずは、いろいろなところの要望等がありますので、そういった中で取捨選択しながら、効率的な、ふるさと納税の本当に篤志でございますので、それを生かして使わせていただければというふうに思っているところでございます。

2番 ページが60、61ページの2の……2-3-1 戸籍住民台帳費の右側の説明の欄の一番下、マイナンバーカード申請支援用タブレットとありますけれども、これは各家庭に行って使用するのかとは思いますが、そこで、それが間違いではないのかからお願いします。

住民税務課長 これにつきましては、委員おっしゃるとおり、窓口でスマホを持たない方が作りたいといった場合に、このタブレットを利用して作っております。また、家庭に伺ってとか施設に伺ってとかの使い方も行っているものでございます。

2番 この使用料でありますけれども、これはまず通信費的なものだと思うんですけども、まず1つは、議員も一応5年ということでタブレット更新したわけですけども、以前使っていたタブレットの活用方法、または、移動の際に、昨年度は移動式Wi-Fi等も買っているわけです。契約して移動型Wi-Fiを使えば、Wi-Fi環境があるので可能なのかなとちょっと思ったんですけども、このタブレット自体はWi-Fiにつなげば、移動式Wi-Fiを車に積んでいけば、ちょっとこの経費がかからないのかと思いましたが、以前使っていたタブレットの使用の仕方と、そういう移動式Wi-Fiを活用した、こういった事業というのはできないのか、まずお伺いします。

委員長 暫時休憩します。

午後1時28分 休憩

午後1時30分 再開

委員長 会議を再開します。

住民税務課長 今現在の通信の仕方については、Wi-Fi等を通じないでキャリア契約の中でやっております。ただ、技術的には、移動式Wi-Fi使って、そのWi-Fiに参加してというか通信して使うことは可能だと思いますが、ただ、情報ですので、その辺のセキュリティー部分の考え方もちょっと整理した上で、今後考えなきゃいけないということになります。

ただ、今の段階では、マイナンバーカードの支援システムということですので、国10分の10で100%財源が来ているという中ですので、今の通信の中でセキュリティー保った中で今はしていきたいということで考えている状況でございます。

2番 国から来ているとありますけれども、やはり経費的なものでありますので、せっかくそ

ういうものを所有しているわけですので、活用しながら、やっぱりこういうタブレットもそうですけれども、やっぱり使えるものは使って経費は削減していければいいのかなと思いますので、今後そういうふうなことでよろしくをお願いします。答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 1点確認でございます。ページが58、59です。2-1-22新型コロナウイルス感染対策費。右の説明の中で、感染症対策消耗品費50万円の計上ございますが、新型コロナ感染に係る予防接種の体制というのは、今後どのように変わっていくのかお伺いしたいと思います。国のほうでは、もうコロナワクチンの、何ていいますか、助成といいますか、それはもうなしになるよという話であります。もし、まだ新型コロナも完全に終息したわけではございません。今後、その接種をする際に町としてどんな体制でいくのか、そのあたりお伺いします。

健康福祉課長 新型コロナのワクチン接種については、令和5年度をもって無料接種のほうは終了いたします。令和6年度からは自己負担を伴う接種ということになりますけれども、今の状況ですと、入院費に対する助成とかそういったところも出ているんですが、それはなくなるということで、接種についても3割負担、人によって変わるんですけども、3割負担で医療が受けられるというような状況かと思えます。

ワクチン接種に対する新たな補助というのは、今のところ予定していない状況でございます。

10番 そうしますと、これまでのようなワクチン接種の体制はなくなるということで、接種するのであれば個人負担ということで、そういう答弁でございましたが、今あるインフルエンザの補助がございますよね。ああいう形での新型コロナに対する補助ということは考えてはいないのでしょうか。

健康福祉課長 ちょっとそのあたりにつきましても、価格的な部分というのがまだはっきり示されていない部分がございます。インフルエンザのような形での接種補助ということは、検討はしている状況ですけれども、実際に単費のほうで予算措置をしていくかどうかについてはまだ決まっておりませんので、今後も引き続き情報収集しながら検討したいと思います。

以上です。

10番 聞くところによると、かなりの高額な接種料金というんですか、なるという話も聞いていますので、今、課長の答弁ですと、補助についても考えているという話もあります。ぜひそのあたり検討していただければなと思っております。今のところ、まだインフルエンザも蔓延しております。あわせて、コロナのほうも全然減っていないような、水面下でまだ増えているような話もございますので、そのあたりぜひ検討していただければなと思います。

委員長 回答は。

10番 下さい。

健康福祉課長 各種情報等収集しながら、全国の自治体で同じような状況かと思えます、舟形

町のほうでも同様に、ワクチン接種についても引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

2番 ページが50、51ページの2款1項10目の総合行政システム事業の右側の説明欄の下から2番目、全協で説明ありましたが、雨量モニタリングシステム、3か所設置ということでもありますけれども、これ、今、携帯端末のほうでアメダスと調べると、かなりの確率で調べることができます。これが町としてもそういうシステムを入れるということでもありますけれども、例えばこのシステム自体をまずは携帯で確認できるようなシステムなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

デジタルファースト推進室長 こちらの雨量モニタリングシステムについては、内示会の際にも提示させていただきました。町内の3か所に雨量計を3か所設置します。こちらの情報については、スマホやパソコン等で確認できるようなシステムを構築する予定です。

以上です。

2番 まずは、3か所の詳細的な場所と、あとは携帯で見える場合ですけれども、町のホームページから進む方法なのか、それとも何かアプリ等があってアプリで確認できるのか。その辺は、町のホームページ上から進んで見られるのか、ちょっと場所とその使用方法について、再度お願いします。

デジタルファースト推進室長 こちらのまず設置場所についてなんですけれども、東部と中央部、西南部ということで3か所予定しております。今のところの予定としましては、東部地区につきましては野地内、中央部につきましては役場、本庁舎です。西南部につきましては、松橋地区を予定しているところです。

ホームページかアプリかといったところでございますけれども、こちらはアプリではなくて、ホームページ上から見られるような形で構築する予定です。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 52、53ページ、2-1-12交通安全対策費で、ここで交通安全対策推進協議会補助金65万円計上してあります。昨年50万円だったと思いますけれども、この協議会の業務内容と、この15万円増額したことについてお伺いします。

住民税務課長 交通安全推進協議会につきましては、昨今のコロナ禍によりまして、令和3年、令和4年と活動があまりしていなかった状況ですが、今年度、令和5年度については元の活動に戻っているという状況でございます。

その中で、この活動の中で研修等もしているわけなんですけれども、その辺の活動費の単価がアップしているということと、あとは各種啓発品のグッズの関係の消耗品関係についても高額になっているということもありまして、この辺を加味して、協議会の委員からの要望も

ありまして増額ということをした次第でございます。

4番 すみません、業務内容もうちょっと詳しくお聞きできますか。

住民税務課長 業務内容としましては、各季節ごとの交通安全運動、あとは警察署との交流研修、あとは独自での宿泊研修等を行っている状況でして、その辺の活動費について単価が上がっているという状況と、あと、啓発物品の関係も単価が上がっているという状況です。その辺を総合して15万円の増額ということで計上した次第でございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 54、55ページの2-1-16公共交通事業費で、全協でも説明ありましたけれども、3月から予約システムを導入したということでありますけれども、以前だと前日の17時までの予約が今回から運行開始の1時間前まで予約ができるとありますけれども、今現状ではないですけれども、今後、返納者が増えて、利便性が増したことによって例えば集中して同じ時間に何人も出た場合というのは、どういうふうな対応になるのでしょうか。例えば、もう4台が全部埋まってしまうとかなった場合というのは、次の時間でお願いますとかになるのか。というのは、病院とかそういう場合だとやっぱり診察時間とかあると思いますので、今現状でそういうことが例えばあったりしているのか。例えば、今回、もう1時間前にした場合に、前よりはすごい便利になるわけなんですけれども、そういった過程を踏まえて、昨年度の5時までの前日予約で、そういう予約がその時間帯に殺到した件とか、あとは今後、例えば殺到する場合に対しての時間帯はどうするのかお聞かせください。

まちづくり課長 3月1日から予約システムをスタートしております。現時点においては、予約が殺到したという報告はちょっと受けてはおりません。ただ、今後、殺到した場合はという、ご質問にもあったように、殺到した場合は、まずは、ある台数、あとは10人乗りの車も1台保有しておりますので、まず、ある台数をフル活用していただくというふうに考えております。

あとは、やはりそれでも賄えない場合はというのは、どうしても乗れないという形、現状が出てくるのかなと思うんですが、需要、あと予約の状況を見て、タクシー会社さんとちょっと打合せをしていってまいりたいと思います。

2番 このデマンド型乗り合いに対しては、民間の事業とこのデマンド型が逼迫しないようなというふうにお聞きしましたけれども、例えば、乗合システムを使えないと、じゃあタクシーに電話しますと、乗り合い使えないから、じゃあタクシーでいいわといった場合には、もうタクシーなくなっているわけですよ、満パンになっているから。やっぱりそういう懸念もあるわけです。

やはりそういった形で、今後そういうふうなことになった場合の対応方法もちょっとある程度考えておかないと、やはり便利になればなるほど需要性とか需要供給というのが絶対出て

きますので、そうした場合のこうする方針とかというのもある程度示していかなければいけないのかなと思いましたが、これは業種の今の現状のやりくりしかできないと思いますけれども、そういうことも考えながら、便利になるイコールそういうニーズに応えるような考え方も持っていないかなと思いましたが、ちょっとお聞きしたままでした。答弁あればお願いします。

まちづくり課長 今後そういった場合が想定されることも考えて、タクシー事業者とそういった想定も考えながらちょっと打合せを行ってまいりたいというふうに考えています。

委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第2款総務費について質疑、審査を終結いたします。

第3款民生費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第3款民生費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 それでは、72ページから73ページお願いします。3款1項9目です。その中で、寝たきり高齢者介護者激励金105万円でございますけれども、在宅介護の世帯数は、現在、何世帯あるのか。その世帯は、多くの場合、入所を待っている世帯だと思いますけれども、在宅で介護を希望している世帯もあると思います。あと、入所をさせたいんだけども経済的な負担で入所させることはできないというような、そういうような世帯もあるのではないかとこのように思いますので、その辺どのように把握しているか、まず第1点お願いしたいと思します。

健康福祉課長 ちょっと詳細な数字は不明なんですけれども、200件ぐらいの在宅介護しておられるご家庭はいるかと考えております。

入所待ちということの方ですけれども、今の時点で町内の施設のほうで入所待ちの待機者の数を申し上げますと、町内の方が56名、ダブリがあるので実数で40名の方、町外で21名の方ということで、一応待機者の名簿に載っている方でございます。実際その中で施設のほうで空きが出たときに声をかけて入所ということになるんですけども、今の最近の状況ですと、なかなか介護度の高い方はもう既に入所してしまっております。待機者の方も介護度3以下の方が多い、ほとんどであるという状況です。なおかつ、空きが出たときも、一応本人が入りたくないということで入らない方も結構いらっしゃいますので、感覚としては、施設へなかなか入所が埋まらないというような感覚を持っています。なので、施設側としても、介護度が低くても入れざるを得ない、そういったところに声をかけていくというような状況もあるというような最近の状況になっております。

以上です。

1番 施設入所は基本的には介護度3以上というようになってはいるんですが、それ以下の入所が今なっているというような状況だということですね。

実は、私も4年前に92歳の父を、2年弱ですけれども、ちょっと認知症の父を介護まではいかないので見守りという形で見ました。昼夜逆転の生活ということで、母親が倒れた後は特に入院してからは特に認知が進んだような状況で、要介護度は2ということでそう高くはないんですが、週2回デイサービスを利用させてもらっていましたが、なかなかショートステイを利用というのは拒むというか希望しないというようなことでありまして、日中寝て夜起きるというような生活でいろいろなことがありまして、わがままになりまして、家族の心労が絶えない日々を送りました。父は94歳で亡くなりましたが、そんな私の経験もあり、在宅での家族介護は大変だということを改めて認識しております。

今、町内で各家庭で家族介護している方は、私以上に介護で苦勞されている方がほとんどだと思いますけれども、家族が家族を介護するということは大変心身の負担が大きくて孤立になりがち、そして、自分のいろいろなことを犠牲にする、そういうおそれもあります。介護者が自分の人生を送れるように、いろいろな、町でも相談支援をお願いしたいなというふうに思っています。

介護者に寄り添った支援が必要だと思いますけれども、町でも包括支援センター等を中心にしていろいろな支援をされていると思いますが、在宅介護者に対する、今、支援というのは、どういう支援を行っているのかお願いしたいと思います。

健康福祉課長 在宅介護にもいろいろな、程度があるかと思います。町のほうで今支援している内容としては、1つが寝たきり高齢者介護激励金という制度を使って激励金を支給している方がいます。令和5年度では19人の方へ支給しております。また、そういった方に対しておむつの支給事業というようなところでも制度を設けて、福祉サービスの一環としてやっています。あと、在宅介護の介護者の交流会という形でお声がけをして、ふだんそういった同じような悩みを持っているとかそういった方々が集まって情報交換をしたり、あとは介護から一休みしたりというようなことを目的として、そういった会も行っております。今年度も1回実施したところです。

現状では、そういったところで在宅介護の方への支援、配慮というようなことを行っている状況です。

1番 活動内容については分かりました。

施設に入所しますと、介護度にもよりますが、まず月当たり30万円程度の経費が介護保険から支出になると思います。今回、町の介護激励金の内容については、町の保健福祉サービスの資料を見ますと、対象者が65歳の方を在宅で介護して、要介護度が4以上で6か月

以上介護している方に年額で4万2,000円というのはありましたけれども、そうすると月に換算しますと3,500円ということになると思うんですが、金で解決できる問題ではないと思いますが、介護者がリフレッシュするような一つの経費に充てるということで、増額して、例えば月当たり5,000円ぐらい、年額で6,000円ぐらいまで引上げできないかなというふうに思います。そして、対象者も、現在、介護度4以上ですけれども、3以上は入所の対象になるわけですし、1ランク下げて、介護度3以上の方を介護している方にも対象にするような、そういう考えはないか、ひとつお願いしたいと思います。検討お願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 今のご提案をいただいた件につきましては、いろいろな情報、情報といいますが状況、県内の状況ですとか様々、どういったサービスが妥当かという、いろいろな情報収集も必要かと思しますので、参考にさせていただきまして、この支援内容について内部でもまず協議してみたいと思います。

以上です。

2番 ページが74、75の3-1-3保育所費でありますけれども、まず、説明欄の一番下の工事請負費というのが、これ先ほど言った空調のシステムなのかなと思いますけれども、それでまず間違いではないのかと、その詳細的なものをお願いします。

教育課長 ただいまご質問にありました保育所費の工事請負費でございますけれども、調理室のエアコン2台のうち1台が故障しておりまして、それを更新する工事になります。

以上です。

2番 同じ項目で75ページの除雪委託料というのは町の除雪なのかなと思いますけれども、今回、マンホールがもう壊れたというか、除雪で破損したのちょっと見受けましたけれども、それ、オペレーターが新しくなったのか知りませんが、ここはすぐ直しましたけれども、あともう一つが、保育所が所有している除雪機、格納されているやつですけれども、何か以前と物が違って、何か国交省のものが入っているようなんですけれども、それは故障して何か交換したのか何か、その辺、どういうふうな経緯で前の機械から国交省の機械に変わったのか、ちょっと教えてください。

地域整備課長 国交省からは無償貸付ということで借受けすることになりまして、それを保育所に使っていただいているという状況でございます。前の機械は、寺下の堤防の上にポンプの倉庫あるんですけれども、その堤防の上の除雪用として格納しております。

以上です。

3番 72、73ページ、3-2-1児童福祉総務費について質問いたします。73ページの説明の欄にすくすく赤ちゃん祝い金、これが置かれております。これは、今年度、令和5年度と比べまして1.8倍増額ということで、多分拡充だと思っておりますけれども、この事業の内容を改め

て教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 拡充の内容ですけれども、これまでの出生者に対して一律10万円ということから、第1子については10万円、第2子については20万円、第3子以降については30万円ということで祝い金を交付するという内容に拡充しております。

3番 赤ちゃんの生まれた人数ですけれども、令和5年度の12月末までで15人というふうな、この間説明がありました。赤ちゃんの生まれる数少ないんですけれども、この祝い金ですか、祝い金を頂くためには、出生届のほかに改めて申請書が必要なのかどうかお聞きいたします。

健康福祉課長 こちらの交付要件としましては、6か月居住という部分がございます。ですので、6か月たって以降に申請していただくという形になりますので、申請をしていただいた上で、こちらのほうで確認をして手続に入るという流れになりますので、申請はいただくこととなります。

以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

5番 70ページ、71ページ、3款1項5目が、間違っていたら申し訳ないですけれども、福祉タクシー扶助費40万円とありますけれども、これ、80歳以上の高齢者に配布するタクシー券だと思うんですけれども、間違いないでしょうか。

健康福祉課長 今、議員がおっしゃられた80歳以上へのタクシー券の交付につきましては、その今の福祉タクシーの3行上にごございます高齢者コミュニティふれあい事業扶助費500万円、こちらのほうが80歳以上のタクシー券ということになりまして、福祉タクシー扶助費、こちらについては、障害者へのタクシー券ということになります。

以上です。

5番 申し訳ないです。じゃあ、高齢者コミュニティ、これでいいんですけれども、これ、ある町民から、80歳を過ぎても、今、現役で車を運転している老人の方は結構いらっしゃるわけです。ただ、これはタクシー券ですから、これをもらわないで自分の車で移動している高齢者には何もないのかと、不公平じゃないのかということをおっしゃられたものですから、議会じゃあこれを聞いてみますよということ言いましたので、その辺について、まだ現役でばりばりで80歳過ぎても運転している方、タクシー券をもらわない方に対しての何らかのあれがないのかな、例えば燃料券とか商品券とかそういうものがあればいいんでしょうけれども、そういう考えはないのかお伺いします。

健康福祉課長 タクシー券の配布につきましては、80歳になれば誰でも申請して交付いただけるというような内容にはなっておりますので、タクシーを使う場面があるとすれば、それをもってその際に使うということは可能かと思えます。一律に不公平ということにはならないかなと思います。

ただ、安全に自家用車を使って移動できるという方につきましては、そのほうが利便性が

なり高いというのも事実でございますので、安全に運行できるうちは、それはその方にとって幸せなのかなというふうに思っております。今のところ、その方への別の支援というところまでは考えておりません。

以上です。

5番 分かりましたけれども、そういうふうに町民の意見として私もお聞きしましたので、頭の片隅にでもいいですから置いておいて考えていただきたいという思いでおりますので、よろしく願います。

委員長 答弁はよろしいですか。（「いいです」の声あり）

そのほかに質疑はありませんか。

4番 74、75ページ、保育所費です。3-2-3で、保育所設置事業の中で講師の謝礼ということで、ここで21万円計上してあります。昨年から見ると減額しています。ここで考えているこの講師謝礼でございますけれども、どういった内容の講演とか講師を予定しているのか、そしてこれは何のためなのかお伺いします。

教育課長 ただいまご質問にありました保育所費の講師謝礼でございますけれども、来年度の21万円につきましては、今年度も実施している事業をベースに考えております。

今年度につきましては、奈良県のほうから先生をお呼びしまして、保育の現場であったりを見させていただき、いろいろなアドバイスをいただいております。国際臨床保育研究所の勝山先生という方ですけれども、から来ていただいて、現場を見させていただき保育士にアドバイスをいただくという事業を1つしております。もう一つが、スポーツインストラクターによる運動遊び。こちらを保育園のほうで実施しております。それらをまた来年度も計画するというところで21万円計上しているところです。

令和5年度よりも少なくなっている点につきましては、保育所費につきましては、令和6年度当初予算策定に当たり、全般にわたって保育園と協議をしているところです。その中で、令和5年度計上していた講演会等の講師謝礼、こちら使用しておりませんで、来年度もこういったものする予定がないということで、9万円減額しております。それと、先ほど申しましたスポーツインストラクターによる運動遊び、こちらも令和5年度計画どおりのものを令和6年度も計画したいということで、こちらも4万円減額しております、合わせて13万円減額となっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第3款民生費について質疑、審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

午後2時14分 休憩

午後2時16分 再開

委員長 会議を再開します。

第4款衛生費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第4款衛生費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番 78、79ページでございます。79ページの説明のほうでありますけれども、猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業というようなことで、今回50万円新規で置いていただいたようなので、大変いい方向に動いているなというふうに思っているところであります。

そんな中で、ここの補助の要件ですけれども、町内に事務所を有し、または所在する団体の場合というようなことで、個人の場合は雌上限1万円、雄上限5,000円、そして町内に事務所を有するというようなところは、雌1匹上限2万円、雄1匹上限1万円というようなことでありますけれども、ここで、この町内に事務所を有しという、この事務所の考え方をお聞きしたいのでありますけれども、例えば商工会に登録している事業所をこの事務所というふうに考えるのか、そこら辺がちょっといまいち、この事務所だけでは範囲が広がるのかなというふうなことで、ちょっとそこら辺の考え方だけお聞きしたいなというふうに思います。

住民税務課長 ただいまの件ですが、町内に事務所を有し、または所在する団体という定義をさせていただきました。これについては、できるだけ広く拾おうという考え方の下でございまして、まず、私どもで想定しているのが動物愛護団体で、最上管内、大きい団体あるんですけども、わんにゃんサポートしんじょうというものがございます。これについては木友町内の方が広く関わっているところですが、そこを主体にしてというのがまず考えたところなんです。あと、町内会や民生委員等にも、猫の問題についてはアンケートなり書面なりで困り事ということで聞き取りをしたことがございますので、町内会や民生委員が主となって組む団体というのも対象というふうに考えて想定しております。あとは、事業所ですので、町内に構えているいろいろな事業所さんでこういう困り事があるとすれば、その団体が補助主体となって申請して活用していただくこともあるのかなということで、広く拾っていくことでこの活動して猫の問題を解決していこうというふうに考えてつくった事業でございます。

4番 これに関しては各地区で大変いろいろな問題も起きているようなのでありますので、十分に有効にこれを活用していただいて、町民の皆さんのやはり暮らしがよくなるように、ひとつお願いしたいなというふうに思うところであります。

そうすると、申請の団体というか、そこによってある程度大まかに門戸を広げているという

ような考えでよろしいですね。

住民税務課長 おっしゃるような考えで私どももいます。

3番 78、79ページ、4-1-2の予防費です。右側の説明欄のところに带状疱疹予防接種委託料というふうな項目があります。带状疱疹に関しましては、報道等によりますと、成人の9割の方が発症するリスクがあるというふうな情報をいただきました。先日のがん検診の受診率の私の一般質問の中でもこの内容を一部要望しようかなと思ったんですけども、今回予算書に入っていましたのであえて取り上げませんでしたけれども、今回31万5,000円予算化されていますけれども、带状疱疹の予防接種の種類が2種類ほどあるそうですけれども、今回町で対応するのはどちらのワクチン接種を考えているのかお聞きいたします。

健康福祉課長 带状疱疹の予防接種の内容につきましては、議員おっしゃるとおり2種類のワクチン、不活化ワクチンという2回接種が必要なものと、生ワクチン、これは1回接種でいいものと、2種類ございます。今回計上してございますのは、両方のワクチンどちらでも対応しております。ただ、不活化ワクチン2回接種のほうが一般的にニーズが高いということがあるようですので、こちらについては、対象人数として15人の2回の1万円という内容です。あと、生ワクチンについては、5,000円で3人というような形で予算計上しております。

以上です。

3番 今、課長から説明ありましたがけれども、不活化ワクチンですか、これが2回接種する必要があるようですけれども、ワクチンの接種の効果はこちらのほうが高いというふうな報道がありました。金額的にもかなり高くて4万円から6万円、2回ですね、2回で4万円から6万円費用が発生するというので、今回、町のほうから1万円が補助というふうな、今、説明の内容でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 1回当たり1万円で、2回打てば2万円ということになります。

以上です。

3番 これを接種するに当たっては、事前に役場のほうに申請が必要なのかどうかお聞きいたします。

健康福祉課長 この接種につきまして、舟形クリニックさんと委託契約を行いますので、舟形クリニックさんで接種される分には何も要らないということです。市内の医院とかで接種を受けた場合には、自己負担といいますか支払いが発生しますので、その後の償還払いという形で対応することになります。

以上です。

5番 78、79ページ、猫の不妊・去勢手術の中で、ちょっとどこで質問していいか分からないので、猫は出てきたんですけども、犬のことでちょっと質問をさせていただきます。

犬の狂犬病の接種率、飼養犬ですけれども、舟形町の場合は何のくらいの率になっているの

か、分かればお聞きしたいと思います。

住民税務課長 ちょっと昨年度の接種率については数字持ち合わせてございませんが、9割以上、100%に近い形でなっております。

5番 ここに項目がないのに質問して、大変、データの持っていないのも分かりますので、もうそこはご了承していただかなければならないと思います。

私、何でこんな質問したかという、狂犬病、日本全国では30年前まで100%だったそうなんです。ただ、今、現在は、もう7割、70%の接種率しかないという報道もありました。日本では狂犬病で人間がかまれて亡くなったという事例はまだないんですけども、海外へ目を移すと結構あるわけですね。やっぱり本当に恐ろしい病気だなと。逆にかかったらもう致死率が100%近い致死率になるということでもありますので、今後、やっぱり狂犬病の接種については、町のほうでも一生懸命啓蒙、啓発していただいて、ぜひ接種していただくように指導していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 回答は。

5番 あれば。

住民税務課長 犬の件につきましては登録するというのが義務になっておりますので、その辺の周知は確実にすることとして、ただ、中には老犬なり病気なりで接種できないという、そういう事情もあるかと思いますが、できる限り100%に近づけるように、周知、啓蒙していきたいと思います。

2番 ページは78、79で4款1項1目の先ほど79ページの猫不妊に関して、全協でも説明ありましたけれども、こういうことはいいのかなと思います。ただ、やはり飼い主のいない猫の手術をした場合には片方の耳をカットすると。そこまでは分かります。ただ、この事業所を有し所在する団体の場合で、例えば飼い猫か野良猫か分からないこともあると思います。うちでいえば、どこまで来たか知らないけれども、おしっこをしていくと。でも、どこの猫か知らないという場合に、それを勝手に去勢に出していいのかも分からないので、この間聞いたのは、飼い猫としての何かのシステムが必要ではないかということで、他町村では、外に猫を出すとそういうふう処理されるから首に鈴をつけるとかしている地域もありますので、そういうふうなのは必要ないのかとこの間聞いたんですけども、飼い猫を野良猫と間違えてV字カットしてしまって、うちの猫V字カットされてしまったみたくなってしまうのかなということもあるので、そういう、こういう事業をするにあって、やっぱり猫は自由奔放にいろいろな箇所に行きます。だけれども、これはどこの猫かも分からない。ただずっとうちに来て、変に言えば野良猫に餌づけをする多分家庭もあると思います。そうすると、その付近で見ているほうも飼い猫なのか野良猫かの判断がちょっとしづらい場合もあります。そういった場合に、やっぱり飼い主の一つの責任問題として、こういうことをもし放し飼い

というか、猫はもうそんなほぼ放し飼いだと思うんですけども、もうこういう手術した場合に、飼い猫がもう耳をカットされてしまわないように、やっぱり飼い主のほうもある程度の町で鈴とかこれつけてくださいとかいうこともちょっと必要なのかなと思ったんですけども、その点の考えはあるかないか。

住民税務課長 委員おっしゃるようなパターンというのは、当然あるのかと思います。まずは試行的にこれやっていくしかないと思いますので、その辺の判断についても、早急な判断できるのであればまずけれども、なお、周りの方にも聞きながらとかそういうことでやっていくしかないと思います。

徐々に、そういう飼い猫なり野良猫なり、そういう町全体のモラルが上がって行って、愛護的な考えが上昇すれば、そういった飼い猫には鈴をつけて分かるようにするとか、そういうのが、機運が高めていければという面もありますので、まずやってみて、その辺は状況判断していきたいなと考えております。

2番 1つは家庭的なペットでもありますので。ただ、この不妊治療しないとやっぱり1年に6匹から10匹、猫は産んでしまいますので、これは大事なのかなと思います。

ちょっと新庄からスーパー農道行くと、休場に行くちょっと道路あるんですけども、その左側に牛小屋みたいなどころあって、そこにもうすごい十数匹の猫とかいるわけです。それが飼い猫なのか野良猫なのかという、なかなかこう、あまりこう、懐っこいというかな、懐っこいので、もしそういうのが町にあったとしたら、やっぱりその選択肢ってすごい大変だなと思ったので、ちょっとこういう、そういう対処法というか、こういう事業するには、やっぱり飼い主側の責任としてペットは何かをつけるとかすればいいのかなと思いますので、今後そういうふうな形で進めていってほしいと思います。

委員長 いいですか。

9番 それでは、同じページの予防費、同じく帯状疱疹関係も含めながら質問させていただきます。

先ほど10番委員からも接種予防の種類についての質問がありましたけれども、今回新規ということで、これは大変、私もいい事業だなというふうに思っています。それに際して、新規とかでこういったところに組み込むときの基準というものが、どういった基準の下にこういった新しい新規事業のワクチン接種を選定しているのか質問いたします。

健康福祉課長 今回計上させていただきました新規の予防接種あるわけですけども、健康相談のときに住民の方とお話をする機会とかもあるんですが、そういったときの中でのご要望があったりですとか、あと舟形クリニックの先生のほうから、こういった予防接種はというようなお話を聞いたりとか、そういったところを総合的に考えまして、町のほうで最終的に判断しているところでございます。

9番 それで、大変、そういった声にすぐ反応して、こういった新規事業を考えてくださるということは、まず町民にとってもいいことだなというふうに思います。

ただ、その中で、去年の接種事業を見たんですけれども、やはりそういった形で対応していくと項目が増えていくと思うんです。つまり去年のものに対しての上積み、もしかしたら来年はまた上積みという形になっていくんじゃないかなというふうに思います。ですので、ある意味、何年間かやったら一旦はこのワクチンは終わりますので、そのうちに終了してくださいというような将来的な見込みが必要だと思うんです。でないと、ほとんど全部のワクチン接種の項目が必要になるような、将来そういう気がするんですが、そういった計画性の下に立てられているのかどうか、質問いたします。

健康福祉課長 予防接種の種類につきましては、やはり委員がおっしゃるようなこともあるかと思えます。町としては、国のほうでいろいろな流行ですとかエビデンス、接種の効果とかそういったものを図りながら、どの層に効果的だとかより効果的だとかそういった情報も町のほうには来たりしますので、それを基に、例えば肺炎球菌ですと65歳のみで十分対応できるですとか、そういったところも、情報も検討しながら町の予防接種の中身について取捨選択したり、あとは、内容を変え、対象年齢を変えたりということをしてしながら、効果的な接種ができるように考えていきたいと思えます。

9番 いずれにしても、带状疱疹というところに目をつけていただいて、かなり厳しい状態になっている方を何人か見てきていますので、いい事業だなというふうに思います。

最後に、ちょっとさっき説明してくださったかどうか忘れてしまったものですから、この50歳以上という年齢、年齢をこの年齢にした理由、30歳とか40歳とかじゃなくて50歳以上にした理由、これ最後に質問させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

健康福祉課長 こちらについては統計的な話がございまして、患者数は50代から増加するというので、70代がピークになるというようなデータがございまして、それに対応できるように50歳からという設定をさせていただきます。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 80から81ページの健康増進事業でありますけれども、この中の健診事業であります。3月7日の町の保健センターだよりによりますと、令和6年度からの基本健診ですか、特定健診というか、今まで各地域で実施してきたわけですけれども、4月から最上検診センターでというような何かお知らせあったんですけれども、そうなった理由は何なんでしょうか。

健康福祉課長 理由につきましては、最上検診センターのほうで、今回、施設のほうも新しくリニューアルしているわけなんですけれども、人員配置のほうも見直されているようです。その中で、これまで地域のほうに出かけてきて健診を受ける体制を組んでいただいていたん

ですが、なかなかそういう体制が今後は組めなくなるということで、基本的にもう検診センターでは、検診センターに来ていただいて受ける健診に絞っていきたいというような考えがあるようでしたので、今回、令和6年度からそのような形になります。

以上です。

1番 それらについて、衛生組合長さんとかには説明というか、なっているんでしょうか。

健康福祉課長 この話につきましては、衛生組合長に直接お話をこちらの課のほうではおられません。

1番 その内容お知らせしたほうがいいのかというふうに思いますけれども。

あと、人間ドックの場合は車の送迎とかバスの送迎あるんですが、今度は、その送迎というのはなくなるわけで、各自で行くということになるわけですか。高齢者等、車ない方もいるのではないかと思うので、その辺はどうなんでしょうか。

健康福祉課長 ドックについても地域健診についても、両方送迎のほうはございます。

以上です。（「送迎する」の声あり）

委員長 ほかに質疑ある方おりますか。

では、ここで暫時休憩します。

午後2時42分 休憩

午後2時47分 再開

委員長 会議を再開します。

質疑はありませんか。

2番 ページが80、81ページの4-1-5健康増進事業費でありますけれども、右側の説明で、全協のほうでもあるんですけれども、健康ポイント、3番、説明の3番、健康増進事業の健康ポイント報酬、拡充事業として、まず、母子保健と、あとは高齢者、百歳体操等とありますけれども、前回、全協のときにも説明ありましたけれども、やはり男性の参加的なものが少ないということありましたけれども、やっぱり男性の方だと、多分、外をただ散歩したりとかそういう方はいらっしゃいますけれども、町としてこの健康ポイント事業をした中で、やはりスポーツ施設とかそういう場所がなかなかない中で、運動するというのがなかなか難しいと思いますけれども、このポイントに関しての、例えば何か1面、1枚の紙で、項目とかを決めて、例えば、夏場であればB&G海洋センター、子供的な利用的な感じを思いますけれども、あれは町民でも入れるようなプールだと思いますので、やっぱりそういう項目、こういう、町全体のこういうこと、こういう活動に対してこういうポイントがつく事業があるよというようなものが1つあってもいいのかなと。やっぱりなかなか、町の事業所とあっても、そこを使っていいのか使って悪いのかと、大人になるとすごい悩むと思うんですよ。

やっぱり気兼ねなく行っている人は、健康増進のためにそういうところには積極的に行くんですけれども、施設とあってもなかなか行きづらい場合もあるので、何か1枚、半分の紙でもいいので、やっぱりこういう事業すればこういう町ではポイント関与して、特典はこうありますよみたいな、たたき台的なものがあればいいのかなと思いますけれども、やはりすごいB&Gとかもいい施設が町にあるというものもあるので、やっぱりそういうものを大人も活用して健康につなげていただきたいなと思いますけれども、その点について、この健康ポイント事業の今後の今回の取組はどのように考えているのかお聞かせください。

健康福祉課長 健康ポイントを活用して日々の健康づくり、運動習慣などに結びつけていただきたいという考えで進めておる事業ですけれども、やはり男性の参加者が少ないという現状で、なかなかその課題の克服ができていないというような状況です。

今、委員のほうからありましたとおり、周知が若干不足しているということであれば、チラシがいいのか、ちょっとどういった方法がいいのか、今、分かりませんが、さらなる周知の有効的、効果的な周知の仕方について、今のお話も参考にしながら、皆さんの目に留まるようにしていきたいなという考えはございます。できるだけ男性もそういった健康ポイントについての理解といいますか、そういった制度があるというところから必要かなと思いますので、今年度、町民ゴルフ大会のときにも、あればほとんど男性の方が多かったので、PRさせていただいた経緯もございます。その中には初めて聞いたという方もいらっしゃって、その場で登録いただいた方もおりますので、今後もそういった機会を見つけながら周知のほうは続けるとともに、あとは、社会体育の分野とも連携しながら、幅広く運動習慣等ができるような取組のほうも検討していきたいと思います。

以上です。

2番 やはり長寿命化的なものでは、高齢になってから運動するのではなく、やっぱり日々、若いうちからある程度運動していかないと、健康、寝たきりにならなかつたりとか、そういうふうにしていかなければいけないと思いますので、若いからいいやではなくて、やっぱり若いときに軽度の運動等があればいいのかなと思って質問したところであります。

今、個人的な端末機であっても歩数計ついていたりとかする端末とかありますので、例えばそういう端末を定期的に見せると、何歩歩いたら何ポイントあげるよとか、そういうのもあればいいのかなと思います。

やっぱりそうやってIT的なものも活用しながら、まず、その健康ポイント、やっぱり少しでも健康的に長寿でいられるように取り組んでいただきたいと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

健康福祉課長 いろいろな事例についても情報を収集しながら進めていきたいと思います。

以上です。

3番 82、83ページ、4-1-6、斎場関係で質問いたします。

多分、昨年ですね、昨年の委員会で2番の叶内委員のほうから、斎場の周辺、除草剤を今現在使っているの、今後、改善等を含めて検討をお願いしたいというふうな質問があったと思います。その後の状況についてお聞きしたいと思います。

住民税務課長 その点については、私も記憶しているところでございます。

令和5年度より、斎場の管理委託ということで業者のほうに委託しております。その際の仕様書の中にも、除草剤の件は使わないようにということで入れておりますので、その辺は使っていないという状況であると思います。

3番 除草剤に関しまして、今、課長のほうから業者さんと打合せをしたというふうな内容だったと思うんですけども、もう一つの、舟形町ではこういうふうな話出たんですけども、大蔵村のほうには、こういうふうな、町から、町といいますか議員から要望あったがというふうなところで、大蔵村とはちょっとこういうふうな話をした経緯があるのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 その点については契約書を交わす前段階の仕様書というもので制限をかけておりますので、その辺の作るに当たっての協議の中では、その点も含めて、金額も含めて全体でしゃべって統一した見解であるというふうにしております。

3番 両方で使っている施設でありますので、ぜひ大蔵村側とも同じような情報の共有ということで認識をしていただければ長続きするのかなと思っていますので、今後ともよろしくお願いたします。答弁は必要ありません。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第4款衛生費について質疑、審査を終結いたします。

第5款労働費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第5款労働費について質疑、審査を終結いたします。

ここで午後3時15分まで休憩します。

午後2時57分 休憩

午後3時15分 再開

委員長 会議を再開します。

第6款農林水産業費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐（朗読、説明省略）

委員長 これより、第6款農林水産業費の質疑に入ります。質疑はありますか。

4番 90、91ページ、6-1-6、91ページの説明の中で、6番の農業水路等長寿命化・防災減災事業工事請負費3,750万円ありますけれども、この中に、測量設計業務委託というのは、工事の中には大抵見てみるとついているんですけれども、これには入っていない、ありませんけれども、測量設計業務委託は、これはないのでしょうか。

地域整備課長 農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましては、小松の水路整備になります。令和5年度、令和6年度の事業でありまして、令和5年度に測量設計を行っております。令和6年度は工事のみという形で3,750万円を予算上げしているところです。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありますか。

6番 97ページになります。林道維持管理事業になりますけれども、前年比これ100万円ほど減っております。減額の理由をお伺いします。

地域整備課長 林道維持管理委託料の100万円の減の理由なんですけれども、令和5年は大雪でかなり倒木があったであろうということで、多く予算を取っていたところでございます。

以上です。

6番 林道の維持管理については、昨年度の予算委員会で高齢化により非常に苦労しているという話をいたしました。そうしたところ、大変前向きな答弁をいただいたわけですけれども、町で直接管理していただきたいというふうに申し上げました。その後、その話はどのようになったのかお伺いします。

地域整備課長 林道につきましては、やはり民有林部分につきましては、林道全体につきましては民有林を守る、あと民有林を活用する、林業の収益を上げるということが目標でありますので、できる範囲で地元の方から草刈り等、維持管理をやっていただきたいと思いますと考えております。

実際、この126万4,000円のうち100万円程度は、側溝のしゅんせつ等、町でやる部分として確保しておりますので、ご相談いただければなというふうに思います。

以上です。

6番 昨年度も申し上げましたけれども、やはり地権者が管理をするというのは、林道整備した頃からのお話でございました。それはもちろん知っておりますけれども、それから40年、50年が経過しております。社会情勢も本当に大きく変化しております。そういうふうな中で、当時のやはり整備をしていた方々というのは、非常に今もう高齢化しているというふうなこ

とで、なかなか維持管理が大変だというふうなことで昨年度も申し上げたところでございました。ぜひともその辺を町のほうで何とか管理をしていただけないかなというふうなことで申し上げたんですけれども、その辺のところはもう一度お考えをいただけないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

地域整備課長 維持管理される方の高齢化というのは、どこの部分でも問題になっている部分であります。状況を見ながら、地元と相談しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 ページは86、87の6款1項4目農業振興費でありますけれども、89ページの説明の中で下から3番目、学生送迎用自動車運転委託料とありますけれども、これ以前話して、私、タクシーに何か依頼するとかという話ちょっと聞いていたもので、てっきりタクシーが、この先ほどの事業の中で、ここもするのかと、すごいできるのかと思っていましたけれども、今回、町報のほうで、まず学生用バスの運転手を募集という記事を見ましたので、それ本当はタクシーに依頼する予定だったのか、その点と、あとは、委託する運転手は見つかるのかお聞かせください。

まちづくり課長 当初お答えしたときは、タクシー会社のほうに委託したいと、依頼したいというふうに考えておりました。打合せしたところ、やはり業務の内容がデマンドタクシーと時間帯がかぶるといったようなこともあって、ちょっと対応は難しいということでしたので、今年の2月の半ば、中旬に、運転手を募集して面接を行って、1名決定しております。

2番 これは学生の支援の一環ではありますけれども、まず、町民としての気持ちとはおかしいですが、町の町営バスをまずなくしてデマンドに移ったわけです。今回、確かに大学生でそういう送迎は必要だということでこういう形になりましたけれども、やはり今回、キャラバンのマイクロバスを購入して、それに運転手をつけて送迎をするといった場合に、やっぱり町の町民の人たちは町営バスなくなってデマンドになって、それで新たに学生が来たらまたバスの送迎をつけるというようなふうに思ってしまうのかなとちょっと思うんですけれども。以前、マイクロバスの活用方法、それ以外で使うのかという質問をしましたけれども、やはりそうやって町民サービスのなものにもプラスして考えられればいいのかと思って、前言ったタクシー業務以外の方が何か運転できたりとかすれば、そういうニーズに応えられるのかなということで、以前しましたけれども、考えは変わっていないと思いますけれども、現状では、マイクロバスは送迎用にしか使わないということでもよろしいでしょうか。

まちづくり課長 以前は、以前のこちらのお話は、空いている時間というか日あれば、町の研修とかそういったものにも使えるというふうには考えてはおります。今もそうなんです、実際カリキュラムが出てきて、送迎の時間を考えると、1日3往復で出発、送迎が想定され

るようです。ですので、こうやって見ると、なかなか丸々1日空くといったところは、今のところはちょっとないのかなといったところで、まずは学生の送迎を中心にやっていきたいというふうに考えています。

2番 空き時間ないということですがけれども、今回は、中型免許以上のまずは免許取得者では乗れないマイクロバスという形でありますので、役場職員が全員が乗れるのかといたら乗れないと思いますけれども、やはり購入して毎年税金のかかるものでありますので、やはり町にとってもよい方向性で使い道が今後あればいいのかなと思って、今後の、今年はあれですけれども、今後そういった課題等にも着手していただきたいと思います。

あと、今回、3往復ということありましたけれども、スクールバスと違って、やはりスクールバスだと仕事を持っていたりする人が朝と夕方、あとは祝日等でやっていますけれども、今回の3往復となると、専門的な、もうそこに一本でするような方なのか、何かを事業している方なのか、その辺だけ分かれば教えてください。

まちづくり課長 面接の際に、そういったところはやはり心配でしたので、確認を取っております。基本的には、バスの運転中心に考えていると。もし空いている時間、できるような仕事があれば考えてみるけれども、バスの運転に支障が絶対出ないように行いますということで確認を取っています。

委員長 ほかにありませんか。

1番 84ページから85ページ、農業委員会事業の中で農地利用状況調査員報酬ありますけれども、どういう活動をされているのかお願いします。

農業振興課長 ただいまの件についてお答えいたします。

こちらは、農業委員と推進員さん合わせて14名おりますが、この方々が遊休農地のパトロールを行っているものでございます。

1番 今、遊休農地のパトロールというようにお話あったんですが、町には耕作放棄地とか遊休農地とか、そういうのは大体どれぐらいの面積あるんでしょうか。

農業振興課長 まず初めに、遊休農地と耕作放棄地は別の扱いになってございまして、耕作放棄地としては、まず、ないというふうな形で、遊休農地について、農業委員会のほうで農地パトロールしているところですが、20ヘクタールほど前後というふうな形でなっております。

1番 農業者の高齢化とか減少ということありまして、あと、いろいろな、今、遊休農地とか、いろいろな課題が進行する中で、地域の担い手の確保とか、あと農地の集約化とかいろいろな課題あると思うんですが、その中で、前回出ました農地計画ですか、の策定というようなことも来年度あるというようなこと聞いていますけれども、遊休農地の活用方策とか、そういうものについては、どのように今考えているんでしょうか。

農業振興課長 まず、遊休農地につきましては、毎年、農地パトロールでいろいろ発見をしま

して、その遊休農地について、各所有者に対して、今後のどのように活用していくかという意向調査を行っております。その所有者の判断によるんですが、例えば復田したいとか、あとは非農地にしたいと、どうしてもできないというふうな様々なパターンございまして、町としてなかなかそれは方針出すことはできず、所有者の方にお任せするような形になります。

委員長 ほかにありませんか。

5番 92ページ、93ページ、6款1項10目若あゆ温泉管理事業工事請負費9,109万5,000円とありますけれども、これはどういう工事を行うのかお聞かせください。

まちづくり課長 この工事請負費の内容です。全部で4つ工事を予定しております。1つ目が温泉駐車場と、テニスコートのクラブハウス前の駐車場の舗装工事になります。

次が、温泉の源泉に入っています水中ポンプの更新です。

続いて、温泉の水の受水槽ですね、受水槽。受水槽と、それに関わる加圧給水ポンプユニットの更新です。

最後に、今度は、井戸、水を供給しています井戸内のポンプ。あと、温泉のグラウンドに中間の配水池があります。そこにもポンプがあります。その中間配水池のポンプと、源泉からくみ上げた元をまたグラウンドのほうにくみ上げてからまた上のほうに送ってやる中間の源泉ポンプの更新。

これで、以上4つの工事を予定しております。

4番 96、97ページ、6-2-1、みどり豊かな森林環境づくり推進事業ということで、97ページに、ここで緑環境委託料とあります。これ亀割登山道の修繕、整備だと思えます。今回、10万円予算計上しておりますけれども、昨年31万5,000円、今回21万5,000円減額しておりますけれども、その減額の理由をお聞きします。

農業振興課長 まず、こちらにつきましては、10万円の内容ですが、長沢字長尾地内にあります念仏の松の松くい虫防除の委託料になります。今ご質問ありました亀割山登山道の整備につきましては、このみどり豊かな事業の内容としては学習会をセットでやらなくてはいけないということがありまして、この亀割山登山道の状況をお聞きしましたところ、なかなか学習会の設定が同時に難しいということが分かりまして、今回、令和6年度からその対象を外しまして、一般財源にて、教育課の事業として10款のほうに予算計上させていただいているところでございます。

4番 款項目移動しても、一応この亀割登山道の整備を行うというようなことでよろしいですか。

農業振興課長 そのように教育課と打合せをしているところでございます。

4番 この亀割登山道、毎年登っている方おります。できるだけ、1年間休んでしまうと非常に2年目の整備するというのは大変なものですから、極力毎年行うようにできればお願いし

たいなというようなことで、その整備する方も草刈り機械等持って登山、登山というか山登りなわけなので、年齢もどうなのかよく分からないんですけども、そういった整備する方がなるべく負担にならないようなそんな考えで、できるだけ予算をちゃんとつけて整備していただければというふうに思います。

委員長 回答は。

4番 お願いします。

教育課長 ただいまお話ありました亀割山登山道について、予算の款項目の支出は違えど同額予算計上しておりますので、しっかり整備していきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 ページは92、93の6款1項の12目若あゆ温泉管理事業費でありますけれども、これは事業費に関わることではないですけれども、まず、経営的なものでちょっとお伺いしたいんですけれども、まず、コロナ禍でやはりお客さんが低迷した時期ありまして、コロナは終息はしていませんけれども、徐々に温泉の利用客が増えているとは思いますが。ましてや現状として新庄市にも温泉施設が今はないということで、お客さんは増えているのかなと思います。

そこにつけても、経営的な、サービスのものな在り方でありまして、今お客さんが来ているからいいというのではなくて、例えばもう新庄市で、例えば新たな市長がまた温泉事業を始めるといった場合に、どちらかという、もう新規で多分する方向になると思えますけれども、やっぱりその場合に、客足というのがなかなか伸び悩んでくるのかなと思って、その経営体制について、温泉ありきものではなくて、以前から私言いますが、やはりその中身の体制、食事、今、にぎわい創出でラテールさんとかいろいろ入って、温泉も頑張っている状況でありますけれども、やっぱり温泉自体のスタイル、今、朝風呂しているのか分かりませんが、朝の経営とか、やっぱり夜も、厨房が3時で閉まってしまうとか、やっぱりそういうものではなくて、お客さん目線でそのニーズに応えられるような場をつくるのが私は望ましいと思うんですけれども、まんさくの話で温泉に任せるといった話になったときに、温泉の経営状態も悪いということをおっしゃられましたけれども、やっぱりそういう、いつまでと言ったらおかしいですけども、やはり温泉体制というのが利益を上げていくような考え方を持っていないと、なかなか新庄市のほうにも温泉ができた場合に、引っ張り合うものが、着地点がどこにあるのかなといったら、やっぱり内部のサービスだと思いますので、やっぱりその点を今のうちから充実していかないと、できてから、じゃあそっちにお客さんが流れる状況ではなくて、やっぱり何か売りに出した経営体制をしてほしいと思うんですけれども、その点について話合いとかはしているのでしょうか。

町長 2番委員さんのおっしゃられることは常々私も考えておまして、ただ、行政で一番苦

手なのは商売をすること、もうけることが一番苦手でありますので、できれば、振興公社の若あゆ温泉については、しっかりと民間目線で経営ができる体制になっていければなどというふうに思っているところなんですけど、いろいろ、今、中身の問題等についても、一歩進んだかなと思ったらまた戻りというような、今ちょっと社長人事も含めてそういう状況であります。ただ、基本的には、あの温泉施設というのは保養施設というふうなことでございますので、町民の方がしっかり保養というふうなことで癒やされていただければ、まずは第一課題はそれでクリアになるんだろうというふうに思いますけれども、ただ、かといって、全く赤字でそれを続けられるかといったら、それはできない話だと思います。

したがって、やはり先ほど2番委員さんがおっしゃられた、民間目線でしっかりと、職員の人たちが意欲を持って働いていただけるような、そういう仕組みづくりに変えていかなければいけないというふうに思っております。そのために、内部のほうでは、今、検討をしているところなんですけど、まだ具体的に、今年度こういう体制でというふうに言えればよかったんですけど、なかなかその体制を当てにしていた人がちょっと都合により駄目だったというふうなことがございまして、もうしばらく時間はかかるかもしれませんが、しっかりとそういう目線の中で、1つは、その物でしっかりと持続可能な経営ができること。それから、行政は苦手なので、口は出さずに金だけ出してやっていけるような、そういう体制づくりというふうなものが一つは成功例につながるものだろうというふうに思いますので、そんな形のものに徐々に移行していければというふうに思っているところでございます。

2番 いつも行政でできないのは商売だと言いますけれども、やはり商売は利益があつての商売であつて、幾ら行政がやったからといっても、やはりそこでは利益が生じてこないと私は駄目だと思いますけれども、その民間的な考え方もいいんですけども、やはり経営ができないんだつたら経営コンサルタントに依頼するとか、一つの商業的な考え方のプロを一旦入れて一個形をつくらないと、やっぱり古株の人たちで話しても、なかなか前に進まない話だと思います。やはりそこに民間的なものを考え入れれば、まるっきり違う体制にはなるはずなんですけれども、やはり、真室川さんはもう民間になって、リビントンの辞めたパティシエとかを全部真室川町に入れて、もう喫茶店からラーメン屋からそういうものは全部入って、ましてや周りの環境、遊び場とか、そういうところまで着手しています。やはりそういう目線の違うものを見ていないと、先ほど、温泉のコートが傷んでいるとか、そういうものが、やっぱり全体的に目を通していないと、やっぱり使う側の目線で物事を考えなきゃいけないと思いますので、あそこの施設をするのであれば、しっかりした経営体制を持ちながら、やっぱりお客さんのニーズに応えられるようないい温泉にしてほしいと思いますので、まづどこにも負けない温泉を目指してやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

町長 全く同感であります。ただ、1つだけ違うのは、経営コンサルタント、コンサルさんに

頼んで成功した例はないというところがありますので、そこはやり方は違うんだらうと思いますが、世田谷の関係でお付き合いをさせていただきます群馬県の川場村の田園プラザという道の駅の成功例もあるんですが、地理的条件で非常にインターチェンジから30分も走らないと駄目なところの道の駅を、現在の川場村の村長さんが、行政がやっているとうまくいかないの、同級生である酒蔵の社長さんをお願いして、金を出すけれども口は出さないからというふうなことを条件に、今それが大成功で年間260万人も訪れているというふうなことになるっております。やはりそういう成功例に学ぶべきだというふうな思いで、温泉は、大変、露天風呂も含めて眺望的にもいいんだと。ただ、若あゆ温泉自体の従業員を含めてサービスがじゃあ管内一、県内一かといったら、それはちょっと評価が下がってしまうというのが残念なところでもありますので、できるだけ、温泉も管内一、県内一の温泉であるというふうなところを、プラスしてさらにサービスもいいよねというところに何とか持っていければというふうにございますので、いい、民間でもやっていただけるような、そういう方々がいらっしゃればぜひご紹介いただきたいというふうに思いますし、そういったふうに振興公社自体も変わっていかなければ、やはり継続というふうなことができないというふうに思っておりますので、ぜひその点についてもご指導いただければというふうに思います。

委員長 お諮りいたします。会議時間は午後4時までとなっておりますが、会議規則第8条第2項により、午後4時30分まで延長いたします。ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしというようにありますので、それでは午後4時30分まで延長をいたします。

では、2番委員に対する回答、曾根田まちづくり課長よりお願いいたします。

まちづくり課長 温泉の経営について検討しているかというご質問にでしたが、取締役会、年4回開いているほかに、日常的にも、現支配人からとか温泉での検討して、経営について検討していただいた内容を役場のほうに伺いが来たり、そういったことで、1年を通じて経営のことについては検討しているというふうに私はちょっと考えております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

5番 96ページ、97ページ、6款2項の中の鳥獣被害対策事業の中の新規狩猟免許取得支援事業補助金、金額は5万円と少ないんですけれども、これ、今年度ここに予算置いたということは、新たに狩猟免許を取得したいという意欲のある方がいらっしゃるのでしょうか。

農業振興課長 今年度、令和6年度にいらっしゃるかというふうな質問ですが、今のところ予定してはございません。こういうふうな、例えば銃器使用の免許を持っている方がわなかでも増やしたいとか、そういった方が出てきたときのために予算を置かせていただいている

ところでございます。

5番 じゃあまだ見通しも何もないということで、やっぱり、でも、これが一番大切なんですよ、この肝なんですよ。やっぱりどんどん高齢化、猟友会だって高齢化は毎年のように進んでいくわけですから、何とか意欲のある若手が出てくれば一番ありがたいんですけども、そういうものに向けても猟友会とも話し合いしながら、そういう人を発掘していただきたいと思います。答弁はいいです。

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

3番 同じところですか。6-2-1の林業費の鳥獣被害対策事業の中の一番下の項目です。鳥獣被害防止総合対策補助金ということで、令和4年度の実績が7万3,000円で、令和5年度の当初が11万7,000円から、約4倍の45万9,000円に増額になっていますけれども、これの具体的な事業の内容教えていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

こちらについては鳥獣被害対策実施体の支援ということで、これまでの事業については、わなを仕掛けたときの見回りの燃料代補助と、あと、止め刺しの弾薬代と、あとは国の交付金事業、一般会計には金額ございませんが、そちらで対象にならない部分の経費、例えば、振込手数料であったり、あとはわなの餌代とかになります。こちらの内容について見直しをいたしました。令和6年度からは、止め刺しの弾薬代の補助ですが、これまでは250円、1発当たり250円だったんですが、こちらを430円に引き上げたというふうな形が1つあります。もう一つは、実施体さんといろいろお話をしてみますと、技術向上のための射撃練習に使用するライフル弾とスラッグ弾の弾ですけれども、こちらが非常に金額がかさむんだということで、こちら、射撃の大会等もございまして、こちらに出場するときも相当な数を練習で使うということで、こちらについてスラッグ弾は430円、ライフル弾は715円ということで、こちらを補助することで新しくメニューを追加しているところでございます。

3番 この内容に関しましても、以前、私、一般質問で行ったことあったんですけども、やはり実施体の皆さんにはいろいろ難儀をかけていると思います。難儀をかけたほか金銭面でも負担になるというふうなところが何とかならないかなと前から思っていて、今回こういうふうな予算を置いてもらったことに関しましては、大変前へ進んだ予算の内容かなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 同じ項目です。今回の鳥獣被害の関係で事業内容が若干、今、課長から説明あったとおり、拡充してございますが、1点確認ですが、鳥獣被害対策推進事業、県単で31万1,000円、この中の補助対象者、農業者というのは、この農業者という意味なんですけど、生産農家という意味なんですか。私言いたいのは、生産農家もそうですけれども、趣味という言い方

あれですけれども、家庭で消費する分の野菜等々作っている方たくさんいらっしゃいます。それらの方々の被害が一向に減らないと。その対策が必要ではないかと。大きい農家の人は電気柵とかと対策をしていますけれども、そういう自家消費野菜等々作っている方の被害に対する対策というのは何か考えていないのか。

町長、川場村行ってきたそうですけれども、川場村に行く目的は道の駅じゃなくてこっちのほうだったと思うんですけども、猿はまだ舟形はあまり多くいないんですけども、猿の被害のおりを見てきたようですけれども、ああいうのは今後検討していく、何か、課題に入っていると何か、そのあたり、今の動きを、対策の動きをお伺いします。

農業振興課長 まず初めに、鳥獣の被害対策ということで、先ほど予算の件でございますが、電気柵を設置する補助事業になっておりますが、これまでは出荷販売をする農家に限定されておりましたけれども、今年度から自家消費の農家さんの部分についても対象になるように、県の事業で拡充にされてきてございます。令和6年度の予算については出荷の農家さんだけなんですけれども、今後、周知、これから、これまでも図ってきたんですけども、もっと周知図って対象者を増やしてまいりたいというふうに考えているところです。

町長 生産農家だけであったというふうなところが大きな問題だというふうなことで、その件については最上管内の町村会でも話題になっておりまして、さらに、県の町村会でもその話を県のほうに伝えております。やはり猿は農業被害というふうなところでは農業者と、要は販売農家だけになるんでしょうけれども、でも、地域の安全・安心というふうな部分でいくと、猿が来るのは生産農家だけの畑に来るわけではないというふうなところで、ぜひ生産農家以外の方々にも対応できるようにというふうなことで、要望は進めております。

10番 ぜひ、生産農家だけじゃなくてそういう自家消費の農家の方々の声も聞いて対応していただければなと思っておるところでございます。

生産農家の大きな田んぼの柵のくい打ちですか、研修ということで私も行って手伝ったことがありますけれども、あれだけ大規模なやつは、やっぱり自家消費している農家については必要ではないかと思うんです。もっと小規模な、何か畑を守るような、何かもっと対策が必要ではないかなと、必要だと農家の声もありますので、そのあたり十分声を聞いて対応していただければなと思っておるところでございます。

以上です。

委員長 答弁は。（「いいです」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第6款農林水産業費について質疑、審査を終結いたします。

第7款商工費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐（朗読、説明省略）

委員長 これより、第7款商工費の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番 98ページ、99ページの観光費の中の陸羽東西線利用促進協議会負担金ですけれども、協議会として今どのような活動をされているのかお願いします。

まちづくり課長 陸羽東線でイベント列車等、年間出ております。そういったところで新庄駅でのお出迎え、そういったところを利用促進のためにやっております。

1番 列車の時間についてですけれども、ある高校生から言われたんですけれども、東線の新庄から夕方6時台と8時台の電車あるそうですけれども、その電車で6時台が混むんだそうですけれども、1両しかない。8時台はすいているんだけれども2両あると。どうしてなんだろうかというようなことで、その辺要望してほしいというようなことあったんですが、何か理由あるんでしょうかね。その辺、分かりましたらお願いします。

まちづくり課長 今、伊藤委員のほうからあった話については、以前、お話を受けております。

JRのほうに確認している最中でして、ちょっとまだ回答いただいております。回答が出次第、またお知らせしたいなと思っております。（「はい、お願いします」の声あり）

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 100、101ページ、7-1-3観光物産センター管理費について質問いたします。

令和5年度対比2.5倍というふうな事業費が置かれております。この中で101ページの説明の欄ですけれども、工事請負費が1,815万円置かれております。これの具体的な事業の内容お願いしたいと思います。

まちづくり課長 工事の主な内容といたしましては、今年度は仮設ポンプを設置しております。それはリースのポンプになっておりますので、令和6年度については、新たにポンプの設置及び操作盤及び操作盤までつながっている地下ケーブルの改修が主な工事になります。（「種類言わないと。駅前の消雪で」の声あり）失礼しました。これは駅前の消雪施設の部分になります。それに関わる井戸へのポンプ設置と、それに関わる操作盤及びそれにつながっている地下ケーブルの改修工事となります。

3番 大変失礼しました。前にも、私、質問した内容だったと思います。今、仮設のやつを恒久的なポンプに入替えの工事ということで、すみません、分かりました。

2番 98、99ページの7款1項1目観光費でありますけれども、説明のほうで下から4番目、町観光物産協会補助金とあって、毎年430万円の提示ありますけれども、この運営内容的なものを、ちょっとどういう項目で使っているのかお聞かせください。

まちづくり課長 この観光物産協会の補助金の内容なんですが、大きく運営費と事業費の2つ

にしております。

運営費が、これ事務局員を委託、外部に委託しております。あとは、各種、県の観光物産協会とかそういったものへの負担金、あとその他通信費等がありますので、そういったものを含めて180万円。

次に、事業費に250万円で、これは自由度をできるだけ利かせてイベントを行ってもらおうと。例えば今年度ですと、雪の冬季間のイベントがなかなかないといった課題がありましたので、2月に若あゆ温泉のふれあい広場を会場に雪見ナイトといったイベントをしていただきました。そういったもので、250万円と置いていて自由度を大分利かせているものです。委託料につきましては、実際の実績に基づいて事業費のほうは支払っているといった内容になっています。

2番 今回、雪見ナイトをしたことは分かっていますけれども、今、季節を通してイベントが少ないということありますけれども、今の現状の、何ていうかな、人材の中で、この物産協会ですいている方々で、イベント等が柔軟に対応できるのか。ちょっとその点について、今年はそうやってしまったけれども、ほかに通年通したほかのイベントがあるのであれば、どういうことを目的にしているのか教えてください。

まちづくり課長 物産協会とお話した内容では、まずは雪見ナイト、冬のやつは続けていきたいと。あと、夏場、夏季間になんですが、舟形の天然鮎の販売について、試験的な販売をやってみたいと。天然鮎がどれだけ価格で売れるのか、どれだけの価値がつけられるのかといったところを試験販売してみたいといったお話もいただいております。

あと、イベントについては、イベントの自由度というか、できるのかといったことなんですけど、観光協会自体は、職員は外部に委託するぐらい常時雇っていないんですけども、イベントをする際には、商工会の青年部とかそういった方からもご協力をいただいております。そういった意味では、人員は常時でなくて、その都度その都度お声がけして協力をいただける体制ができつつあるのかなというふうに感じています。町が事務局でやるイベントよりも、スピード感もあって自由度が十分高いというふうに感じています。

2番 町観光的なものの考えでいきますと、やはり地域の課題としても、イベントが少ないとか、やはり町としては若鮎まつりの1本という形であって、ほかの季節を通したイベント等がまず少ないということがあって、本来であればこの町観光物産協会が主体すべきことであると思いますけれども、商工会の青年部ってみんな忙しい人たちで、なかなかそういう人たちが、何かイベントするといったときには、やっぱり相当、人件、人材の確保というのはすごい大変だと思います。やっぱりこの在り方というか、そのイベント等をする際の在り方を今後ある程度見直して、やっぱりしっかりした根づくイベントが今後あってもいいのかなと私思いますので、その点、この430万円の使い方もありますけれども、やっぱりしっかりし

た、若鮎まつり以外にも四季を通した行事等があればいいのかなと思っていますので、今後ともそういうところにも着目しながら、こういう観光協会に補助金を出す、イコール、しっかりしたそういう四季を通した町民にとっていいイベントができればいいのかなと思いますので、今後、協議のほう、よろしく願いいたします。

まちづくり課長 四季を通じたイベント、そういったところではありますが、まず、春にはヒストリックカーミーティング、これも根づいております。町外からかなりたくさんのお客様もいらしていただいている、町が実行委員ではありません、ご覧のとおり補助金を出しております。ただ、実行委員には入っていて、協力体制を組んでいるところです。夏は港区からのサマースクールの受入れだったり、これも一つの交流事業なんですけど、そういった事業を夏やっております。秋には若鮎まつり、冬にはこの雪見ナイトが出てきたということで、若鮎まつりぐらいの、やはり1,000万円、予算を見ていただくと1,000万円を超えるぐらいのイベントになりますと、やはり町がしっかり事務局、あとは人員もかなり必要ですので、というふうに考えているんですが、基本的には、町が事務局を中心に行っていくイベントとしては、若鮎まつりのみというふうに現時点では考えております。

ですので、その他の事業については、叶内委員のご質問にもあったように、観光協会ですとやっていたか、または、ヒストリックカーのように、ほかに実施主体があれば、町ではサポート、できるだけサポートはやってまいりたいというふうに考えています。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 100ページから101ページ、まちおこし事業のふながた若鮎まつり事業ですけれども、1,249万8,000円計上になっておりますけれども、そのほかに協賛金あると思いますし、あと出店料とかもらっていると思うので、総体的に若鮎まつりとして事業費はどれぐらいかかっているのかお願いしたいと思います。

まちづくり課長 ちょっとただいま資料確認しますので、少々お時間下さい。

順序よくいかないかもしれませんが、協賛、令和5年度の第40回では協賛は124件いただいております。前回39回の令和元年度は100件でした。（「金額」の声あり）金額は183万1,000円の協賛金を頂いております。（「出店料」の声あり）出店のほうの経済効果というところで、売上げなんですけど、少々お待ちください。出店料なんですけど、お待たせしました、出店料は一般的なもので3万円です。鮎を扱う業者は2万5,000円と。出店料、総額で28万円の出店料を頂いております。10件です。よろしいですか。

1番 そうすると、大体、それ、かなりの金額、経費かかっているわけですけれども、経済効果はどれぐらいと見込んでいますか。経済効果。

まちづくり課長 10店の売上げを報告いただいております。総額で1,391万円の総売上げです。ただし、ここには、交流、県外の川根町、あとは石巻からの高橋水産、そういったところの

売上報告はいただいております。

1 番 分かりました。協賛金もう少し多いのかなと思ったんですが。

毎年、何十年協賛している方の声なんですけれども、お礼状は来るらしいんですけれども、大体、総事業費でどれぐらいかけているのか、協賛金がどれぐらいあって出店料どれぐらいなっているのか。そういうのぐらいは報告できないのかなというようなこと、声ありましたので、ひとつ今後、その辺、概算でいいと思うんですが、お礼状と一緒に報告できれば、その辺検討してほしいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

町長 全ての協賛者の方々がその数字が欲しいということではないと思いますので、ぜひ、伊藤委員のほうにそういうお話をいただいた協賛者の方に、今言ったお話等をさせていただければというふうに思います。

実際的には、私も実行委員会に入って初めて知ったんですが、誰も喜ばない若鮎まつりでありました。出店部会のほうでももうからないし、鮎売ってももうからないしというところで、じゃあ誰のために若鮎まつりしているのかというふうなところで、資材等が高騰しましたので1,000万円を超えましたけれども、1,000万円のシーリングをかけながら若鮎まつりを実行していこうというふうなことになっているんですが、やはり目的といいますか、ただ人がいっぱい来てにぎやかで良かったやでは駄目だというふうに思いますし、前回の40回大会の実行委員会の中でも、やはりとんとんで、売上げというのが1,300何がして、かかった経費ととんとんぐらいであれば、宣伝効果としてはあるので、その点をやはり評価すべきでないかというふうなところのご意見も出たところです。ちなみに、2日間の若鮎まつりを1日にしてもいいんじゃないかというような意見も出ております。

若鮎まつりについては、いろいろ今後、実行委員会の中でも検討をしていかなければいけないというふうに思いますが、ただ、もう40回も継続している舟形町を代表するイベントでありますので、我々としては、できる限り継続していけるように努めてまいりたいというふうに思います。

委員長 ここで暫時休憩しますが、あと質疑される方、何人ぐらいおるのかお聞き……1名ですか。はい、分かりました。

では、会議を再開します。

2 番 100、101ページ、7款1項5目まちおこし事業で若鮎まつりでありますけれども、昨年度はイベント内容的なものを極力縮小して開催されたわけですけれども、やはり今まで出場してくれたステージの方々を昨年度は大体断っていましたけれども、今回、この令和6年度に、70周年も含めまして、縮小のままやはりいくのか、今回はどうするのか分かりませんが、いろいろ新規にそこでしたいという声も聞こえてきたりするんですけれども、今年はまだ受け付けていないんだとお断りはいたしましたので、今年開催に対してはステー

ジショ一等々の会議、昨年度でいいますと会議が遅くて、結局、出場する側にもなかなかするかしないかも伝えられない状況ありましたので、やはりそういうものはもう、前、早い段階で物をつくっていかないと駄目なのかなと思いますけれども、今年の開催予定は、通常に戻すのか、昨年度のような縮小版で長期的な考えを持ってやっていく方向性なのか、その点は今年が多分機会だと思うんですけども、40周年を超えたときの今後の取組方をちっちゃくてもいい祭りにするのか、もう大々的にコロナ禍前のようなイベントに戻すのか、その点はどちらでいく予定でしょうか。

まちづくり課長 まず最初に、去年は縮小でなくて、去年は通常ベースで開催しております。ただステージの出演者については実行委員会で見直したというので、通常開催を去年はさせてもらっています。

あと、令和6年度の若鮎まつりの出演者については、やはり実行委員会でまた決めることでありますので、ちょっとここでは発言は控えさせていただきたいと思います。

2番 その実行委員会の在り方ですけども、やはり例年どおりの当たり前の考えがあるのか分かりませんが、なかなか出演者のものに、なかなか協議自体が遅い段階であったということがちょっと聞こえてきますので、やはり依頼するにも何をやるにもちゃんとした依頼等々も重ねないと、なかなかその日に合わせて、ほかの行事とか重なる事業者も、事業者というか出演者もいると思いますので、やっぱりその点はそういうふうなこともちゃんと伝えていただきたいと思います。

先ほど、観光物産協会のまずイベント等の在り方で天然鮎を販売したいと。それは若鮎まつりで販売するの分かりませんが、やはり鮎まつり自体、天然と養殖をしっかりと分けて、別にまずいものを出しているわけじゃないんですから、プライドを持って養殖でもおいしく提供できればいいことであって、やはりほかの地域に行けば天然と養殖的なものすみ分けはしっかりと、もう倍近くするところもあります。東京に行って分かると思いますが、鮎1匹1,000円以上する場合があります。地域によっては値段は違いますけれども、やはりその天然の価値観を下げるような仕組みをしてはいけませんので、やはり天然は天然の価値観の金額、そこを下げないように、養殖で、私、あの250円の鮎焼きはもうあり得ないと思っています。思っていました。やはり、いいものを安く売るのはいいんですけども、やはり持続できないものだと思いますので、先ほど商売できないと言いましたけれども、しっかりした商法的な金額の出し方がありますので、やっぱりその金額に合った金額に修正していかないと持続可能に何か行事をすることはできないと思いますので、先ほどの天然鮎を販売する際にも、やはり自信を持って小国川の鮎を売るという気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

まちづくり課長 それでは、出演者に早く情報を伝えてほしいということで、これはできるだ

け早く伝えられるように努力してまいります。あと、出演者の依頼については、先ほども申し上げましたように、実行委員会で、第2回の年を明けてから開催した実行委員会においても、まずは、令和5年度に倣ったステージイベントでまずいくというようなことで確認を取っておりますが、また年度が始まって実行委員会がありますので、そこでできるだけ早く決定して、情報を早く伝えられるようにしたいと思っています。

あと、観光協会が若鮎まつりで天然鮎を売るとかといったところだったんですが、鮎まつりでは、基本的には小国川漁協さんの養殖鮎を販売するということになっておりますので、若鮎まつりで売るといようなイメージではなかったようです。ドライブスルーとか、これまで観光協会さんと漁協さんがやってきているんですが、そういったもので試験販売をしてみたいといったところでもあります。

あと、もう一つ付け加えて、商工会の青年部に鮎のつかみ取りを委託しているんですが、反省会に行ってまいりました。商工会の2階で。その意見をいただいていたんですが、その商工会の皆さんからも、叶内委員言われたように、鮎の価格を下げるべきでないといった意見をいただいております。そういったことも実行委員会のほうに報告しております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第7款商工費について質疑、審査を終結いたします。

本日の審査はここまでとします。

明日は午前10時より開会します。

これにて散会といたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

午後4時25分 散会

令和6年3月12日（火曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第3日目）

令和6年度予算審査特別委員会第3日目

令和6年3月12日（火）

出席委員（10名）

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八 歙 太
4番 伊藤 欽一	9番 佐藤 広幸
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	住民税務課 危機管理担当課長補佐	植松 昌人
副町長	鏡 裕 之	住民税務課 税務担当課長補佐	沼澤 辰成
会計管理者	伊藤 茂 樹	住民税務課 住民担当課長補佐	八 歙 俊勝
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	健康福祉課 医療年金係長	森 祐 子
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課 介護保険担当課長補佐	大場 由美子
健康福祉課長	鍛冶 紀 邦	健康福祉課 地域保健担当課長補佐	東村 貴 恵
住民税務課長	沼澤 一 征	健康福祉課 子育て支援センター長	矢口 加奈子
地域整備課長	伊藤 秀 樹	健康福祉課福祉係長	佐藤 祐
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博	農業振興課長補佐	岡崎 千恵子
デジタルファースト推進室長	佐藤 仁	地域整備課長補佐	大場 君 博
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	地域整備課水道係主査	松本 正 人
総務課財政担当課長補佐	佐藤 拓	地域整備課下水道係主査	齊藤 伸 也
教 育 長	伊藤 幸 一	教育課長補佐	森 英 俊
教 育 課 長	豊岡 将 志	代表監査委員	齊藤 徹
総務課長補佐	大場 健 一	監査事務局長	相馬 広 志
まちづくり課長補佐	野 尻 誠		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 相 馬 広 志 事 務 補 助 員 大 場 正 江

本日の会議に付した事件

議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について

議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 第8款土木費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第8款土木費の質疑に入ります。質疑はありますか。

6番 107ページになります。8の3の1河川費。

107ページのほうに河川公園管理委託料、これ946万になっていますけれども、前年度より50万ほど増額になっております。増額理由をお伺いします。

地域強靱化対策室長 そちらにつきましては、資材の高騰及び労務費の増による見込額となっております。

以上です。

6番 この予算書を見ますと、今年度は50万円の増ですけれども、4年度の予算では720万円、前年5年度の予算では890万円と。去年、おととしから見れば170万円ほど増額になっております。ただいまの資材とか労務費の増額ということになれば30%、4年度に比べれば30%ほど増えているわけですけれども、そっくり資材、労務費の増額になるわけですか。それとも管理箇所が増えたのか、そのあたりはどうでしょうか。

地域強靱化対策室長 そちら増額になっている理由といたしましては、一番大きい要因として、業者さんのほうに委託していた分があるんですけれども、年に2回ほどの草刈りをしているものを少しきれいにするというところで、そちらの回数が増えたりしていることが一番大きな要因とはなっているんですけれども、そのものに加えまして、維持管理の中身を少し精査しまして、そちらの維持管理費が少し若干上がっていることと、あとは利用する際に芝生の伸び等の、毎年の伸びが違うということで、年度末に実績を見まして、その年としてそこを見込んで数字を表しているところです。

以上です。

委員長 暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

委員長 会議を再開します。

地域強靱化対策室長 すみません、今のに付け加えまして、職員のほうで草刈り業務、芝刈り業務もその中でやったりしておりましたので、そちらが増減があるという中身で、減になったり増になったりしているという要因としては、その部分もあります。それに付け加えまして、今年なんですけれども、職員のほうでやっていた分が若干あるんですけれども、そちらのほうは河川の愛護団体のような形で、愛護団体のボランティア作業としてちょっとやってもらいたいという、有償ボランティアでやってもらいたいという中身で、今皆さんのほうにちょっと問いかけというか、しておりますので、そちらのほう1団体そういう団体が今現在ちょっとお話ありますので、そちらとお話しして進めております。

以上です。

町長 補足をさせていただきますと、3年前ほどから、できるだけ、業者さんに委託しますと年何回という管理委託、要は芝生の草刈りとかの回数が出てきてしまって、前年度にかなり伸びていたこともございまして、できればボランティアでということで、昨年と一昨年、募集をいたしました。しかしながら集まらなかったものですから、職員のほう、おとしは私も参加させて朝、草刈りをさせていただいたんですが、そういったところで昨年は職員が主に頑張っておりました。2年間はそういったところで委託料が低く抑えられておったんですが、今年度になって河川愛護団体の核となる芝生の管理とかをしていただける団体が見つかったということで、その団体に有償ボランティア、要はガソリン代であったり、そういった若干の手間賃を加えるということができるようになったので、増えたということで、町としましては、富長にあります「いやしの里」の桜並木、ああいうところについては、国交省からお金を頂いてそういう団体が管理をしているものですから、できれば舟形町の顔である河川公園を、町民の方々から有償ボランティアで管理をしていただける部分があればというところで願っていたところでありまして、その分が増えたということでご理解いただければと思います。

6番 大体分かりましたけれども、ただいまのあれは河川公園の委託料という名目でございます。このほかにも委託料というのがたくさんあると思うんです。そういうふうなことで、例えば桜並木にしても町長一生懸命草刈りやっておりますけれども、その辺の草刈りについても30%増えるなんて、委託料が30%増えるなんてことは、まず到底今考えられることではないなと思っております。資材費の高騰、労務費あるいは燃料費の高騰だということにしても、30%高騰するなんていうことは、予算が増えるなんてことは、よほどのことがない限りこんなことはないなと思ったものですから、質問したところですので、ただいまの質問で大体分かりましたので、答弁は結構です。

委員長 ほかに。

5番 同じ106ページ、107ページ、河川費の中の河川工事請負費1,424万1,000円とありますけれども、これは何を工事するのかお聞かせください。

地域強靱化対策室長 そちらの工事請負費につきましては、チャイルドランドのあゆっこふれあい橋の塗装の替える工事になります。

あとはもう一つありまして、チャイルドランド横のせせらぎ水路、最上小国側の横のほうに流れている河川というか、せせらぎ水路なんですけれども、そちらのしゅんせつ工事分の予算を取っております。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 同じページになります。除雪対策費になりますけれども、今回ロータリー除雪車購入費ということで6,180万円計上されております。前回、令和4年の中でですけれども、同じようなロータリー除雪車を5,600万円で購入しているようなんですけれども、このアップの要因、まずは教えていただきたいと思えます。

地域整備課長 アップの要因、ロータリー除雪車購入費のアップの要因なんですけれども、当初予算策定に当たり、2社から事前見積りというか参考見積りを徴したところ、6,100万何がしという形で見積りが出ましたので、これを計上したところなんです。これにつきましては、やはり資材の高騰等が影響しているのではないかというふうに推測します。

以上です。

3番 内容分かりました。このロータリー除雪車ですけれども、仕様等々はほぼほぼ同じなのかと推測していますけれども、安全対策ですけれども、近隣の町村でも重大事故が発生した経緯あったと思うんですけれども、前回購入した令和4年度のロータリー除雪車、あるいは来年度購入するロータリー除雪車は、以前のものとは比べてどういうふうな安全装置、安全対策がなされているのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 安全対策につきましては、令和4年度に購入したロータリー除雪車と同様の対策がなされているようなロータリー除雪車であろうと認識しております。今後、さらにバックモニター等々の可能性があれば、それも検討していきたいというふうに思います。

以上です。

3番 ぜひ、安全対策ですけれども、ハード面でもぜひお願いしたいと思います。あとは人的要因ですね。そういうところもぜひないように、対策をお願いしたいと思います。

あと最後ですけれども、このロータリー除雪車の納入時期、あるいは納入見込みについてお聞きしたいと思います。

地域整備課長 納入見込みについては、できるだけ早く発注するような形で現在検討を進めているところなんですけれども、できれば4月中発注を目標に頑張っているような状況で

ございます。ただ、実際の発注時期となりますと、業者さんの状況等を加味しながら発注時期を設定しなければならないと考えておりますので、まず安全を見れば今年度中、できれば雪が降雪前という形で考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

5番 108ページ、109ページ、8款4目東北農林専門職大学関連造成事業とありますけれども、先ほど全協の中でも町長が事前交付金がついたということで説明ありましたけれども、それは大変よいことだと思いますけれども、これ4年制大学ですので、今年2年目、あと4年間造成工事を続けていく考えなのかお聞かせください。

町長 用地買収したところの造成については、今年度で終わります。ただ、アパート建設に関しては1年1棟ずつというところで、舟形町だけどんと建ててしまいますと、最上地域全体の波及がならないというふうな思いもございますので、1年1棟ずつをできれば建てていきたいと思っております。

5番 1年1棟ずつ、これも理解します。ただ、造成場所というかアパート建築の土地、予定としては本町付近を予定していると思うんですけれども、なかなか本町といってもそんなに大量の土地が、建物が建てられるような状況にないように私は感じております。その辺も含めて、めどが立っているのかをお聞かせください。

町長 3棟建てられる分等についての目星はついておりまして、地権者のほうからの了解もほぼほぼついていているという状況でございます。したがって、3棟建てられる分一気に造成をして、1棟ずつ隔年で建てていきたいというふうに思っております。

5番 土地のめどは立っているということで、本町付近しかないんだろうと私も認識しております。やっぱり離れたところに造るというのはなかなか難しいのではないかなと思いますので、用地が買収、めどが立ったというのであれば安心しております。どうも。

委員長 答弁はよろしいですか。（「いいです」の声あり）ほかに。

2番 108ページ、109ページ、8の4の2、同じところですがけれども、住宅整備事業費の説明欄の東北農林専門職大学の用地購入というところは分かりますけれども、建物を今回購入されて6年度に着工するのか分かりませんが、そこでサロンのものを計画しているのかとは思いますが、まず建物を今回購入して、例えばそこを交流サロンにした場合の経費的なもの、改造とかするのか、結局サロンにするということは改装とかも含めているのかなと思ったんですけれども、このほかに改装費とかは今年度費用的にかかっているのでしょうか。

地域整備課長 今年度予算で空き家建物を購入しまして、それにつきましては町が事業主体となりまして工事、リフォーム工事を行うという形を計画しております。同じページ、109ページ

の工事請負費5,600万円につきましては、建物改修費1,700万円ほど、あと道路工2,000万円、造成工2,000万円程度という形で考えているところでございます。

2番 そういうリフォーム的な考えがあるとするれば、今現在決まっている、どういうサロン系のイメージなのか、分かれば教えてください。

地域整備課長 交流施設については、現在どういうものを造るか、入札、今後、令和6年度に入札して業者さんを決定するわけなんですけれども、業者さんを含めてのリフォームの計画ということになってくると思います。リフォームの業者さん、プロジェクトチームや関係課で計画を詰めていくということになると思うんですけれども、まずは学生さんが4年間住んでいただけるよう、学校生活、学生生活が楽しく充実したものになることを第一として、農家の皆さんや地域の皆さんと一緒に学んだり活動したり、人が集まり、にぎわいが生まれるような施設になればというふうに考えております。詳細については、今後リフォーム計画を行いながら、併せて運営等々についても検討しなければならないと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 102、103、8の1の1、土木総務費であります。

103ページの説明の中に印刷機使用料という項目ございます。これ、昨年度450万円予算計上してまして、今回289万5,000円ということで160万円ほど減額して今回予算計上しています。これの内容をお聞きします。

地域整備課長 使用料につきましては、昨年度までは印刷機使用料と積算システム使用料を合算して計上していたものですから、今回は印刷機使用料と積算システム使用料を分けて計上しております。さらに、減少分につきましては、昨年度は第2庁舎から保健センターへ事務所が移りまして、まちづくり課と地域整備課で共用の印刷機となりましたので、そこら辺で多めに設定していたところなんですけれども、実績に合わせての予算計上としております。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 106、107の除雪対策費のところ、もう一つ質問させていただきます。

107ページの除雪対策事業の中の中段ですけれども、車検諸経費16万6,000円計上されております。令和4年度も18万8,000円という同じような金額だったんですけれども、これは何の車検なのか教えていただきたいと思います。

地域整備課長 ロータリー除雪車、ドーザーの車検諸経費になります。今年度は7台分ということで、2年に1回、7台ずつという形での計上になっております。

以上です。

3番 私ちょっといろんなところ調べたんですけれども、16万円で7台とかできるのかなと思っ

ているんですけれども、調べてみると1台で30万円とか40万円とか、そういう数字も見たことあるんですけれども、もう一度確認をお願いします。

地域整備課長 こちらの積算につきましては登録税等々、手数料等々だけになっておりまして、整備のほうは修繕のほうに計上しているところでございます。

以上です。

3番 それだと何となくこのぐらいの金額かなと思いますが、次の9款とか、その他の項目を見ていきますと、例えば消防車両、スクールバス等々に関しましては、車検諸経費ということで一まとめにしているようですけれども、これはどちらかに統一すべきではないかなと私は思っていますけれども、その考え方について教えていただきたいと思います。

地域整備課長 除雪車両につきましては常に毎年、点検整備が必要な部分あります。それらの毎年必要な点検整備と併せて車検の点検整備もされておりますので、請求という形では一本でくるような形になっております。除雪車両につきましては、あえて請求書を分けるということでは事務の軽減、事務が煩雑になるばかりでありますので、このような形で手数料等々と修繕につきましては分けて計上しているところであります。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第8款土木費について質疑、審査を終結いたします。

第9款消防費を審査いたします。

読み上げをお願いします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第9款消防費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番 110、111ページの9の1の1の非常備消防事業の中の消防団出動報酬、これが令和4年度が149万1,000円、令和5年度は今進行中ですが、来年度348万5,000円という数字が載っております。令和5年度の予算が731万円から52%減の348万5,000円という金額が置かれておりますけれども、これは令和4年度から始まった個人への振込との関係はあるのかどうか教えていただければと思います。

住民税務課長 この報酬につきましては、5年度分につきましては年間分を想定して、出動も想定して計上した次第でございます。ただ、この支払い方については半年ごと年2回、10月、4月だと思いますけれども、そのような払い方していますので、出動につきましては、まずは前期分だけ見て、前期で足りない分については、3月補正なり12月補正で実際の出動状況を見て補正させていただいて、3月の支払いに計上したいということで、まずは前期分の1回分なり2回分なりを計上したということで、その差額が出ております。

3番 説明は、まずは前期分、何回出勤するか分かりませんので、ある程度見込んで半年分の出勤報酬分を見込んだというふうな理解でよろしいでしょうか。

住民税務課長 行事等に対する報酬については年間で組めるんですけれども、やはり出勤に関してはどうしても実績で支払うことになりますので、委員おっしゃるとおり、そのような考えで計上しております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 112、113、9の1の3防災費、113ページの説明の中で、中ほどから下のほうです。ウォーターサーバー借上料1万5,000円。これ昨年ないようでしたけれども、このウォーターサーバー、どういったふうにするのかお聞きします。

住民税務課長 このウォーターサーバーの予算を置くことになった経過ですけれども、昨年の8月21日に、災害時における飲料水の提供に関する協定を、株式会社小野商会ウォーターネット山形月山というところと協定を締結しております。これは、災害時におきましてウォーターサーバーとその水100本ということで供給をいただくということの協定でございます。実際、この協定後に役場の住民税務課の玄関の待合室とかソファがあるところの脇にウォーターサーバーを設置してあるんですけれども、住民サービスの一環として夏場の熱中症対策も含めましてそこに置くことにしたということで、協定をきっかけに置くことにしたんですけれども、5年度分についてはウォーターサーバーの分が無料でしたんですが、6年分については年間1万5,000円かかるというものでしたので、その1台分計上させていただいたものでございます。

4番 今、玄関のほうに置いているということですが、これはあくまでも、元は災害用ということで借り上げしているということで、災害、緊急時になった場合に関してはそういうふうにするということで考えてよろしいのか伺います。

住民税務課長 当然、緊急時にもそれは使うようになりますけれども、協定の中ではサーバー10台及び水100本の提供をしていただけるということで、その1本に加えてさらに10本提供いただくということであります。なお、このサーバーについては、電気がない場合でも水が供給できるものですので、そのように活用していきたいと思っております。

4番 サーバー10台ということで、避難所が設置された場合、そちらのほうに持って行って使用できるという考えでよろしいと思っておりますけれども、できるだけ有効に使っていただければというふうに思います。

再度伺います。この10台は避難所に持って行って使用できるということでしょうか。

住民税務課長 災害時にはそのような使い方をする想定でございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 112、113ページの同じく防災費のところです。説明欄の真ん中のところにドクターヘリ誘導業務委託料、これは令和4年、令和5年も150万円という予算が置かれておりますけれども、まずは改めてですけれども、委託先から教えていただきたいと思います。

住民税務課長 委託先ですが、舟形町振興公社でございます。

3番 これも消防の出動報酬等々と多分同じような考え方になるのかなと思いますけれども、例えばですけれども、ドクターヘリを要請した回数、例えば1年に1回、あるいは1年に3回あったときですけれども……すみません、誘導料、ドクターヘリの要請がゼロのときは、この150万円はどうなるのか教えていただきたいと思います。

住民税務課長 これにつきましては、回数がゼロであろうと5回であろうと金額は変わらず、年間150万円を誘導分の補助金として頂いているものでございます。回数は関係ございません。

3番 ゼロでも3回でも5回でも150万円で済むとか、150万円を払わなければならないというふうな考え方だと思いますけれども、これを回数別に1回幾らとか、3回なので幾らとか、そういう固定じゃなくて変動するような考えはないのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 これにつきましては、最上広域さんのほうから年間の委託料ということで町に150万来たものを振興公社に委託、再委託というか、しているものでございまして、平日日中につきましては、我々危機管理室職員を主に誘導としますが、土日祝祭日等につきましては温泉に委託しているというものですので、補助金として来たものをまず再委託として温泉公社に回数関係なく150万円で委託しているという状況でございます。

委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第9款消防費について質疑、審査を終結いたします。

第10款教育費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第10款教育費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 120、121ページの10の2の1小学校管理費の説明の真ん中ら辺にありますけれども、これは中学校と一緒になんですけれども、真ん中ら辺にボランティア保険料とありますけれども、小中学校、今回ボランティア保険料とあったので、このボランティア保険料というのはどういった活動のボランティアの保険料なのか、まずは教えてください。

教育課長 小学校費のボランティア保険料と中学校費のボランティア保険料ですけれども、中学校、小学校ともに草刈り等のボランティアを募集した場合の保険に入りたいということで計上しているものです。

以上です。

2番 小学校、中学校、保育園のグラウンドの、ここでないんですけども、小学校のグラウンドもボランティアの方とかしているようなんですけれども、それも含めて今回ボランティア保険料という形で計上、それはボランティア側から保険料をつけてほしいと頼まれたのか、それとも町のほうでつけなきゃまずいよねという形になっているのか。

教育課長 こちらにつきましては、ボランティア側からではございません。スノーモービルの保険もそうですけれども、お手伝いいただく方については保険に入るということで、うちで指導しているものです。

以上です。

委員長 よろしいですか。そのほかに質疑はありませんか。

2番 120、121ページ、今のところでありますけれども、今度はちよっともう一つ、今のスノーモービルに関することなんですけれども、昨年度まで3台稼働していて、今回1台故障したということで聞いておりますけれども、ちよっと一つスノーモービルの保険料が昨年度3万4,000円と、今回は2万4,000円となっていて、ここは分かるんですけども、スノーモービル保守点検整備委託料というのが昨年と同額になっているんですけども、これは整備に出して1台駄目になったのでまず3台を見てもらった中のものなのか、ちよっとその点、この保険料と委託料が違いがあるんですけども、その点について何か違いがあるのか教えてください。

教育課長 ただいまの保険料と整備料ですけれども、どちらも3台分で積算しております。ただ、1台故障中というのはそのとおりでございます。

以上です。

2番 となると、スノーモービル保険料が昨年度3万4,000円だったような、ちよっと私勘違いだったら、ちよっとその辺違うなと思ったんですけども、1台故障したとしてですけれども、3車両ともかなり古い車両になっています。以前、町のほうでもスキー場あった頃にもモービルとか確保していて、その他のものは売却した的なものはありますけれども、今後スキー活動等にした場合に、1台故障して、まず来年というか6年度の事業自体には影響ないのか、増車というかそういう考えもあるのか、ちよっとその点をお聞かせください。

教育課長 まずはスノーモービルの保険料が前年度とちよっと違うのではないかという部分ですけれども、先ほど申し上げたボランティア保険のほうに草刈りとスノーモービルの乗車の保険も入ってございます。なので、昨年度3万4,000円の部分のスノーモービルの乗車の保険1万円分がボランティア保険に入っております、草刈りのほう800円掛ける10の8,000円で、合わせて1万8,000円となっております。それと、モービル3台あるものが2台で大丈夫かという部分は学校にも確認しております、2台でもコースづけは大丈夫ということでございます。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 116、117、10の1の2で、117ページの説明の中で下から2番目、中学校制服購入費補助金102万円あります。これ、昨年も102万円で計上になっていますけれども、補助する子供たちという生徒は同人数なのか伺います。

教育課長 生徒の数については同人数でございます。

以上です。

4番 この補助というのは、男子女子同額ですか。

教育課長 補助額については、男女の別はありません。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 118、119ページになります。スクールバス管理費の中ですけれども、この中で今年度は該当項目載っていないんですけれども、下から4つ目、諸車借上料55万円計上になっていますけれども、これの内容教えていただければと思います。

教育課長 こちらにつきましては、令和5年度予算、当初予算には載ってございませんけれども、補正予算で児童交流、世田谷との児童交流分で予算を上げてございます。その予算について、令和6年度については当初からスクールバス管理事業に置かせていただいたものです。

以上です。

3番 今回、児童交流ということで対象になる子供たちの人数ですけれども、それをあくまでも舟形小学校側ですけれども、人数を教えてくださいと思います。

教育課長 舟形小学校、来年度5年生児童対象として、37名の予定でございます。

3番 あとは交流する相手側ですね、そちらの児童数も併せて教えてくださいと思います。

教育課長 世田谷区のほうの小学校2校合わせて151名になります。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第10款教育費について質疑、審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第11款災害復旧費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番 134、135の11の1の2林道施設災害復旧費、ここに100万円工事費あります。この予定している林道は、どの林道になるかお聞きします。

地域整備課長 予定している林道というのはありませんで、大雨の場合、大雨時に崩壊した場合

の備えとして計上しているものであります。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9番 それでは、ちょっと今の項目の135ページの林道の工事請負費について質問いたします。

今の課長の答弁ですと、雨降ったときの急な災害に備えてということなんですけれども、道路は公用の土地であったり民地の土地であったりするわけなんですけれども、その林道とかを歩いて農地に行くという方も中にはいらっしゃいます。その中で、民間の山林の木が林道に倒れてきて先の農地に行けないというときの対応が、非常に遅くて困ったという例が今まで何回かあるんですが、そういった林道の脇の民地から木が倒れてきたときに、当然、所有者がやらなくちゃいけないんですけれども、急に対応できないという場合も多々あります。そういったものに対しても、この予算というのは使う考えでいるのか質問いたします。

地域整備課長 倒木撤去等につきましては、林道の維持工事のほうで、維持のほうで執行するよ
うな形であります。

以上です。

9番 維持工事のほうで施行ということなんですけれども、私のこの質問の要旨は、例えば後で民地から倒れてきた方に請求をやるとしても、その先にある農地に行けなくなったような場合の緊急なときに、一旦は町が、林道であれ、そういう山林にあるような道路の復旧を、一旦は早急に復旧するという考えがあるのかという質問も含まれています。

地域整備課長 町管理林道につきましては、通行不能、災害等で通行不能になった場合は町が応急的に工事をして通行を確保するというふうになります。農道につきましては基本的に農家さんの持ち物でありますので、農家さんが災害復旧、まずは第一義的には復旧することが第一になるんですけれども、災害復旧事業、国の補助金にて復旧できる場合は、受益者負担の承認をもって、受益者の負担金の了解をもって町で応急仮工事という方法で通行を確保する場合もあります。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第11款災害復旧費について質疑、審査を終結いたします。

第12款公債費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第12款公債費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第12款公債費について質疑、審査を終結いたします。

第13款予備費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第13款予備費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第13款予備費について質疑、審査を終結いたします。

これをもちまして、議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時02分 再開

委員長 会議を再開します。

議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。なお、質疑に当たりましては歳入歳出一括で行いますので、よろしくをお願いいたします。質疑はありませんか。

3番 182、183ページ、5の2の1事業活動費について質問いたします。

183ページの説明の欄のところですか。人間ドック等各種検診委託料が71万9,000円。令和5年度と比べて増額になっております。あとは一般会計予算書の中でも人間ドック関係ですけれども、各種検診委託料ということで291万2,000円アップしています。これの要因、教えていただければと思います。

健康福祉課長 増額理由につきましては、人間ドックの節目年齢の想定年齢を、46歳と56歳の年齢を増やしたことによる増額となります。

以上です。

3番 この事業ですけれども、46歳と56歳が追加になったという内容で、個人負担が5,000円で受けられるという内容だと思います。その該当者だと思うんですけれども、その方にクーポン券を発行するというふうな説明あるかと思うんですけれども、このクーポン券について少し、どういうものなのか説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長 クーポン券につきましては、紙に印刷したものを配布いたしまして、それを直接使っていただくという形になります。

以上です。

3番 このクーポン券は、今回46歳と56歳の方が追加になったんですけれども、今まで同様の41歳とか51歳、あるいは61歳の節目の方にもそれぞれクーポン券を送付するという内容でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 同様に送付しておりました。

以上です。

2番 同じページ182、183、5の2の1人間ドック拡充事業ですけれども、今回、新庄のほうの保健センターが新しくなったんですけれども、昨年度から人間ドックと健診が男女別というか、地区ごとではなくて、地区でも男女分かれての健診になりましたけれども、なかなかやっぱり夫婦とかで行く方が、別の日にまた行かなきゃいけないという声もありますけれども、新しい健診センターの体制になった場合にも、同等に男女別という方向性でいくのか、その辺教えてください。

健康福祉課長 やはり、原則としては男女別ということになるかと思います。ただ、男性の健診のときには子宮がん等の検診は行いませんので、逆に女性の健診のときに男性が混ざるということについては、必要に応じて調整はすることがございます。女性の健診のときに男性が混ざることはいくらでもあり得るということで、その逆は多分ないということになります。

以上です。

2番 男女別でというのはプライベート系のものもあると思いますけれども、夫婦間でやっぱり別々というのが、なかなか違う日というのがちょっと受け入れられない方もいらっしゃると思いますけれども、今回の健診センター自体は、前回の建物の内容とはほぼ同じという形の建物ということでよろしいでしょうか。分かればですけれども。

健康福祉課長 スペース的に少し広がったということもありまして、受けられる健診者の数が増えるというふうに聞いております。なお、まだ私のほうでも内覧をしておりませんので、今後そういった機会に見学させていただきたいなと思います。

以上です。

9番 それでは170ページ、171ページ、1款2項2目の滞納処分費ということで、事業内容のちょっと確認をいたします。滞納処分手数料ということで1万円ほど取っているんですけれども、滞納処分をするのに1万円かかるという、その事業内容をちょっと説明してください。

住民税務課長 これにつきましては、差押えがあった場合、そのものに対してインターネット公売等を行った場合にネット回線の使用料とか手数料、ネット事業者への手数料がかかるということで想定しているものでございます。

委員長 暫時休憩。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

委員長 会議を再開します。

9番 去年の9月の決算書を見ると、そういった方はいないということで執行されていないようなんですけれども、実際問題、そういった形で差押えまでされるというケースは舟形町であるものなんでしょうか。というのは、そこまでしないというか、したことの無いケースが何年か続いていて、ほかの形でできるのであれば、項目としてはそんなに必要のない項目でもあるのかなという気がしたものですから、過去の事例も含めての答弁をお願いしたいと思います。

住民税務課長 舟形町の事例ですと、ここ数年、数十年になるのかですが、預貯金の差押えはしているんですけれども、やはりものの差押えまではしていないという状況でございます。ただ、それが無いかという、権利というか税務上、こういうものも差押えできるものですから、そういった場合を想定してやはり予算は計上させていただいているというところでございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 次に、議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査い

たします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐（朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番 それでは、212ページ、5の8の2事業収入でケアプラン作成料196万3,000円。このケアプラン作成料について質問です。

これ収入ですけれども、これは229ページの支出のところでケアプラン委託料が146万2,000円というのが上がっています。これは5款3項の3ということで、ここで差があるわけですけれども、この差の理由というか、ちょっと私の見落としなのかもしれないですけれども、行ってこいの状態になっている中でちょっと差があるものですから、そこら辺のところの説明をお願いしたいと思います。

委員長、すみません。約50万円の差があるという、50万円ぐらいの差があると言い忘れました。

健康福祉課長 まず歳入については、こちら国保連からの歳入になりますけれども、町の包括のほうでやっている分と、あと居宅介護、民間の施設でやっている分と、両方の分が歳入のほうは入ってくるということになります。歳出のほうの金額が少ないのは、町のほうから民間でやっている居宅のほうにケアプラン料として支払う分しか計上しておりませんので、それが差となっているところでございます。（「ちょっと足りないですよ、答弁。要はその差というのは、結局は最終的にはイコールになるということか」の声あり）いえ、違います。

委員長 暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時29分 再開

委員長 もう一度答弁をお願いいたします。

健康福祉課長 歳入につきましては、民間で行っている部分と町で行っている部分の両方が歳入されますけれども、支出につきましては、民間で行っている部分を町から支出する分、あと町でやった部分については包括支援センターの職員が行っておりますので、そちらのほうの委託料という形では支出しないということになります。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

委員長 会議を再開します。

議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について

委員長 議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番 ページとして248ページ、水道事業会計の予算実施計画を基に質問したいと思います。なかなか公営企業会計ということで取っつきにくい部分がありまして、間違っていたら訂正をお願いします。

まず、資本的収入及び支出の部分ですけれども、この支出のほうの改良費3,000万円ありますけれども、これは専門職大学の造成、あるいは県営圃場整備の沖の原地区の水道管の敷設ということのようですけれども、この内容について伺います。

それと、その上、負担金1,000万円とあります。この工事負担金の負担者といえますか、それはどこになりますか。

地域整備課長 資本的支出の建設改良費につきましては、3,000万円につきましては専門職大学アパートの水道整備が1,000万円、沖の原農地整備に係る水道管の移設が2,000万円と計画しております。工事費負担金については、沖の原圃場整備の水道管移設に係る補償費として1,000万円を計上しているところでございます。負担先は山形県になります。

以上です。

8番 圃場整備の区域内の構造物にはあまり触れないということで聞いたものですから、どういう関係で敷設替えになるのかなというふうに質問したところでした。

その次のページのキャッシュ・フローの計算書を見ますと、2番の投資活動によるキャッシュ・フローということで、有形固定資産の取得による施設というふうに、ここに2,727万円ほどありますけれども、これは今のこの水道管敷設による固定資産取得の消費税を抜いた分というふうに理解してよろしいですか。

地域整備課長 議員ご指摘のとおりでございます。

以上です。

8番 それでは、そのキャッシュ・フローの部分なんですけれども、この業務活動ですが、この

中でずっと来て長期の前受金の戻入額、あるいは受取利息、配当金という金額が出ています。この中で、戻っていただいて先ほどの実施計画の中の収益的収入及び支出の中に、他会計の繰入れ補助金1,305万円があるわけですが、これは載っていない。そして、また下のほうに来て投資的活動によるキャッシュ・フローにおいては、この一般会計の繰入金4,447万円載っています。これは載っていないというのは、どういうふうな関係で載っていないのでしょうか。

地域整備課長 予算書の257ページ、令和6年度舟形町水道事業予定損益計算書（税抜）とありますが、これらの中で計算されまして、キャッシュ・フローのほうに積み上がっていくことになりますので、見えない部分があるという形になります。

以上です。

委員長 3回になりました。（「すみません、追加」の声あり）

地域整備課長 257ページの損益計算書につきまして、他会計補助金、営業外収益他会計補助金、長期前受金戻入などが入っておりますので、こちらの計算による結果がキャッシュ・フローのほうに一部反映されるような形になりますので、入っていない部分が、キャッシュ・フローだけでは見えない部分があるという形になります。

すみません、かなり大ざっぱな説明になるんですけども、以上です。

委員長 すみません、もう1回今の答弁をお願いします。ちょっと皆さん分からないと思うので、暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時43分 再開

委員長 会議を再開します。

地域整備課長 257ページの損益計算書、5番、特別利益というものの上の行に、マイナスの590万円とあります。それが、キャッシュ・フローにおきましては当年度純利益590万円の形で表示されております。損益計算書の内容が、まずキャッシュ・フローの一番上に590万円という形で出てくることになります。さらにキャッシュ・フローに、不損益計算書の中に他会計補助金、長期前受金戻入などがありますので、示されているという形になります。

キャッシュ・フローにつきましては、さらに長期前受金戻入額が7,208万1,000円減額されているわけなんですけれども、これはキャッシュ・フローが現金のみを扱うことになりますので、長期前受金戻入というのは減価償却費の計算上の減価償却、その年度の減価償却に係る過去に頂いた国庫補助金ということになりますので、金額を伴わない項目になりますので、キャッシュ・フローで差し引くような形で計算されているという形になります。

キャッシュ・フローにつきましては、金額のみの計算という形になりまして、最終的に現金

が、令和6年末につきましては現金が944万3,000円残るとい形になります。それについては、先ほどの他会計補助金、あと現金として受け取ったものについては他会計補助金、あと建築改良費の負担金についてはキャッシュ・フローで、2番目に1,000万円という形で示されておりまして、現金での差引きについては損益計算書の中で一部計算されている、それがキャッシュ・フローに反映されまして、キャッシュ・フローについては現金だけの項目を差引きによって出しているというような形の指標になります。

補足なんですけれども、現金につきましては令和6年度末にキャッシュ・フローでは944万3,000円が現金として残る。損益計算書では、その年のその年度の利益ということで、当年度純利益590万円の赤字ということで、最終的に累積で7,600万円の赤字を計上しているということになります。

実際は、この赤字分につきましては、減価償却費など現金を伴わない支出によって、支出部分に当てはまるので、実際、減価償却費で将来の改築のために、設備更新等でためておくべき資金が、この分ためられないというような見方になってきます。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。（「もう1回」の声あり）もう1回。

八鍬委員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許可します。

8番 前受金の戻入等については現金ではないというか、それを表しているというのは分かるんですけれども、ここに、受取利息及び配当金の受取額1,000円と表していますよね。となったら、他会計の繰入金だって現金というか、1,305万円もここに出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、それともまた違うんでしょうか。

地域整備課長 キャッシュ・フローについては、あくまでも現金の流れという形になりますので、長期前受金の戻入と減価償却費については反映されないような形になります。長期前受金戻入、減価償却費については現金の支出、支払いの伴わない金額になりますので、キャッシュ・フローには反映されないという形になります。ほかのものについては、1,000円でありますけれども、存目という形での置き方ではあるんですけれども、現金という形になってきますので、こちらのほうは入っているという形になります。

以上です。

委員長 ここで、午後1時まで休憩とします。

午前11時51分 休憩

午後 1時26分 再開

委員長 会議を再開します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について

委員長 議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで、討論についてお諮りいたします。本委員会に付託されました議案第35号から第40号までの6議案を一括して討論することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、本案件につきまして一括して討論を求めます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本委員会に付託されました議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について、議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について、以上6議案を予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立多数です。よって、6議案は原案のとおり可決されました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りいたします。

本委員会の委員長報告作成は委員長に一任していただきたいと思います。ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、委員長報告の作成は委員長に一任することに決定いたしました。

長時間の審査、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして一般会計並びに3特別会計、2企業会計予算の質疑、審査を終結いたします。

皆様のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

これもちまして令和6年度予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時33分 閉会